HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国法銀行の理論と制度:アメリカ銀行制度の特殊的展開を中心に
Author(s)	高山, 洋一
Citation	北海道大學　經濟學研究, 22(1), 141-195
Issue Date	1972-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31239
Type	departmental bulletin paper
File Information	22(1)_P141-195.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

国法銀行の理論と制度

―― アメリカ銀行制度の特殊的展開を中心に ――

高山洋一

目　　次

はじめに　問題提起
第1章　国法銀行制度の理論的・制度的基礎
　第1節　合衆国銀行
　第2節　自由銀行制度
第2章　国法銀行制度の成立とその内容
　第1節　国法銀行制度設立の論拠
　第2節　国法銀行制度の法的形式と機構
　第3節　国法銀行券の性格
第3章　国法銀行制度の欠陥と改革　―連邦準備制度への道―
　第1節　国法銀行制度下の恐慌　―1873年恐慌を中心に―
　第2節　国法銀行制度改革の方向　―結びにかえて―

はじめに　問題提起

信用制度は産業資本固有の産物である。すなわち，信用制度は高利に対する反作用，流通費としての金節約という資本の論理に従い，資本蓄積を媒介・促進するものとして要求される。したがって，近代的信用制度の確立とその軸点におかれる中央銀行成立の前提条件としては，産業資本の確立と市場の統一，その反映としての国家の中央集権的統一が必要である。

かかる信用制度は，先進イギリスにおいて，18世紀後半から産業革命の進行，商業手形の増大と関連して，複雑な経済事情に適応する過程で数段階をへて近代的に発展していった。中央銀行としてのイングランド銀行は，その基盤において，1844年ピール銀行条例を前後として確立過程をたどった。そ

の発展は資本主義原蓄期の国家信用との係りが強い政府の銀行から産業資本の一般的支配，商業手形の増大と関連する近代的銀行へ，地方諸銀行――ビル・ブローカー――イングランド銀行という形で進み，ついで預金貨幣――イングランド銀行券――金という逆倒ピラミッド体系の金を集中する全信用制度の軸点としてであった。

ところでアメリカに目を転じれば，かかる中央銀行の成立は遅く極めて最近のことで，やっと1913年に連邦準備制度として完成された。しかもその形式は，連邦準備局（のち改編され連邦準備制度理事会）の監督下に12の連邦準備銀行が設置され，その傘下に多数の国法，州法の加盟銀行が結集されるというもので，ふつういわれるように伝統的な連邦主義と地方分権主義との妥協の産物としてアメリカに特殊歴史的な様相を呈した。

アメリカの信用制度はその発展において後進性もあいまって，国家的政治的影響を受けるところが大きく，一貫して紙幣が幅をきかせた。そのため信用制度，したがってまた銀行制度は特殊的内容，形態をとることになった。だが，はたして連邦準備制度の成立まで中央銀行なるものは全く存在しなかったのであろうか。一般的にはそのようにいわれるが，そうだとしたら，その特殊アメリカ的銀行制度のあり方，またそれと産業資本の運動とのかかわり方はどうであったか，あるいは，完全な中央銀行といわないまでも中央銀行的なものが存在したとしたら，その特殊アメリカ的あり方，またそれと産業資本の運動とのかかわり方はどうであったか，本論文ではこの問題を国法銀行制度に焦点をあてて解明することを主題とする。いいかえれば，中央銀行また一般に信用制度について，資本制生産の典型といわれる先進イギリスの発展を念頭に特殊アメリカ的発展を比較対照してみること，したがって同時に歴史的に連邦準備制度に至る必然性をみることを課題とする。とくに，国法銀行設立の論拠，その機構および国法銀行券の性格を検討することに主力がおかれ，それが基盤たる産業資本の運動との関連でいかに相互的に作用，反作用を交錯させるか，とりわけ矛盾の爆発・顕現する恐慌を前にいかなる改革が必然化されるかなどを，理論的制度的に追究してみたい。

本論文は，以上のような諸問題の解明を主とするが，中央銀行たる連邦準備制度，それと国家とのかかわり，さらに国家独占資本主義の財政・金融政策等を研究するための里程標をなすものである。

第1章　国法銀行制度の理論的・制度的基礎

資本主義後発国として出発したアメリカにおいて，産業資本支配の確立起点，したがってまた近代的統一国家の確立起点は南北戦争によって与えられた。重商主義的植民地支配からの解放と独自の近代的発展の契機を与えた独立戦争（1775年～1783年）は，マニユの発展，それからファクトリの発展へという道を開いた。しかし，南部の奴隷所有プランティションの存在は，北部中心の商工資本家階級の利害とことごとに背馳し，産業資本の確立＝統一的国内市場の確立のためにはさらに南北戦争といった第二次革命を必要としたのである。

北部の勝利にきした南北戦争は，産業革命と資本主義の発展を促進することになったが，後進国的資本蓄積の不足は国家による保護，育成を必要とした。具体的には高率関税の設定による国内市場の保護，公債の運用による資本蓄積の補助等がそれである。とくに，産業資本の利益増進をめざす一連の政策は，国民的通貨の統一ならびに銀行制度の整備を要し，国法銀行制度を設立した。だが，アメリカの後進国的特殊性，すなわち，国家の占める比重の重大性は銀行＝信用制度の展開を奇形化してあらわす。

当面われわれが研究対象とする国法銀行制度は先例あるいは見本なしに設立されたいというのではなく，産業資本の発達，商品生産の拡大過程で試行錯誤をへながら改革された所産であった。[1)]

次章以下では，国法銀行制度設立の論拠，機構，国法銀行券の性格について解明がなされるが，ここで国法銀行制度の設立を必然的に位置づける意味でも，また国法銀行券の性格を歴史的理論的に明らかにするためにも，合衆国銀行設立の論拠，機構，合衆国銀行券の性格，さらに合衆国銀行の崩壊，

その後の多元的自由銀行制度について，問題点を要点的に述べてみよう。

詳細な事実経過をみることは当面の課題ではないので，ここでは国法銀行制度の理論的制度的基礎をみるため，要点だけを問題にして，第一，第二合衆国銀行をワンセットにして論を進める。[2)]

1) ノックスによれば，「国法銀行制度―すなわち，諸銀行の運営の政府監督，政府証券保証の銀行券を特徴とする―の基礎となっている特殊の原理は，自然的に発見され示唆されたというのではなく，合衆国および諸州の銀行業に関する長い経験の結果として採用された。」(J.J. Knox, A. History of Banking in the United States, p. 91)

2) 叙述にあたっては，第一，第二合衆国銀行の設立法案をめぐる議会審議，委員会報告を集録した Clarke and Hall, Legislative and Documentary History of the Bank of the United States, First Edition 1832, Reprinted 1967 by Augustus M. Kelley Publishers を参考とした。

第1節　合衆国銀行

独立戦争によって植民地的抑圧を除去し「国民経済」の成立をえたアメリカは，経済構造的には，ニューイングランド中心の北部工業地域と西部農業地域および南部棉花プランティション地域といった形で分裂していた。独立後のアメリカ経済は地方の特殊性に応じて分散的に発展拡大し，ハミルトン(A. Hamilton)の工業を基軸とした産業育成の理念に指導されながらも，西漸運動の進展にともなう農業経済の発展方向に進んでいった。したがって連邦といっても，局地的産業構造の利害相剋を内包した諸州から形成され，政治的には連邦主義＝中央集権主義――商工業の利益を代表――と自治主義＝地方分権主義――主として農業の利益を代表――の対立，分裂抗争の火種をくすぶらせていた。かかる経済的政治的対立は，関税問題等種々の経済政策をめぐって，さらに憲法解釈をめぐって火花を散らした。合衆国銀行の設立についても賛否両論があり，憲法論議がたたかわされ，そうした抗争をへた後の所産なのである。[1)]

〔1〕　合衆国銀行設立の論拠

アメリカの銀行史は独立達成とともに始まるが，獲得した貨幣・金融主権のもとに鋳貨法（Coinage Act 1792年）が制定され，また当初州法銀行が設立された。州法銀行は，合衆国銀行設立前の1790年にはニューイングランド諸州――東部の工業製品を主とした沿岸貿易の中心地――の4行であったが，1795年には23行に，1800年には28行，1805年には75行，1811年には88行へと増加の道をたどった。[2] これら州法銀行は，地域的に成長してくる商業信用，手形を基礎に手割・貸付の発券業務を行ない。近代的銀行＝信用制度発展の萌芽を示した。しかし，ニューイングランド地方以外の銀行は，正貨準備が不十分あるいは欠くものが多く，銀行券は様々な程度に減価し混乱した状態を呈していた。[3] かかる銀行券の状態は公信用および私信用の汚点と考えられ，公私両面の利益の安定が問題とされた。

こうしたなかで，原始的蓄積の時代において，労働力の不足，資本の過少，鋳貨の不足は上からの産業資本の育成を必要とした。合衆国銀行の設立に関していえば，それは商業・貿易資本主体の経済下に，公債（公信用・政府資金）制度，租税制度とのかかわりにおいて企図された。すなわち，国家信用の維持，外貨の導入を意図した公債政策と関連して新公債への需要創出，したがって公債価格の支持が目的とされ，同時に国家の原蓄遂行に必要な統一的かつ安定的な国民通貨の供給，さらに連邦の諸地域＝州間の為替相場の安定，外国為替売買操作による為替相場の安定が目的とされた。[4]

合衆国銀行設立の論拠は，政府・議会権限が上記の諸目的に関し高権（sovereign）であるとして，憲法上連邦政府に付された種々の権限との関係に求められた。

第一　合衆国銀行と徴税権について[5]

合衆国銀行は直接的には租税支払に便利な手段を創造し，間接的には流通手段量の増加と流通の加速化，支払の容易化に役だつ。合衆国銀行の設立は，租税の効果的な徴収に直接関係するものであり，必要かつ適切なあらゆる法律で徴税を定める高権の範囲内にある。

第二　合衆国銀行と貨幣借入権について[6]

銀行は政府が貸付を得るにあたっての通常の機関(instrument)であり，突然の緊急時には欠くことのできない頼りである。国家が戦争に脅やかされ，準備を整えるのに財政資金を要するばあい，租税の賦課では効果に時間がいる。したがって，前使い（先取り anticipation）が不可避であり，租税=歳入を担保にした借入機関として銀行の特質が例示される。また，政府の急場の必要に徴税を要しても，貨幣不足および国民の貧困から限界があり，貨幣の借入機関として合衆国銀行の設立は合憲である。

第三　合衆国銀行と貨幣鋳造権について[7)]

貨幣鋳造権は高権（sovereign power）の属性であり，貨幣価値規制の権限は，憲法によって議会・政府へ許与されている。しかし，事実においてその権限は議会に与えられたとはいえ，議会自体の手にではない。それは銀行によって行使され，銀行は安定した一定価値を有する統一的国民通貨を供給する。かかる銀行がないと，貨幣鋳造権は，紙幣の発行について何らかの権限に責任を負わない諸銀行によって行使されることになる。したがって，それら銀行をして奪われる権限を断念させ，割引と預金の正当な営業へ復帰せしめ，紙幣発行機関（paper machines）たらしめないことが必要である。

以上のように，政府に付されたあらゆる権限は適切な目的に関し高権であり，合衆国銀行を設立する権限は，この高権に固有かつ密接不可分で，合憲的であるとされた。同行の設立は，発展の萌芽をみせる産業資本のための信用供与をめざした側面もあるが，当時の商業信用，手形流通の狭隘，信用制度の未確立に規定されてか，基本的には合衆国銀行をもって公信用制度の体現者とするところにある。ちょうど原蓄期イギリスでイングランド銀行が，資本金と同額の公債保証銀行券の発行という公信用を吸引する形で設立されたのと類似する。そして設立の論拠については，リカードの国立銀行設立案やピールおよびオウヴァストーンの保証発行銀行券に関する見解[8)]——基本的にリカード理論を数量説的に継承——と一致し，鋳造高権による通貨供給機関として，ほとんど貨幣論的にとらえられていることが特徴である。

〔2〕　合衆国銀行の機構

合衆国銀行は，貸付資本の創造を目的とする人々の合同，すなわち合同資本に加えるに政府を共同所有者（joint proprietor）とし，独占的特権をもって運営され，公債保証の，対政府支払，税支払に充当可能な要求払銀行券の発行を業とした。[9] かかる内容をもつ合衆国銀行の機構について，その主要点を，その基礎にある原理とともに，いくつか簡単にみてみよう。

(1)　資本金，資本構成

資本金は，第一合衆国銀行1,000万ドル，第二合衆国銀行3,500万ドルとする。

資本構成は5分の1を政府出資，5分の4を一般個人，会社，団体の公募とする。

各株式の払い込みは4分の1を金銀鋳貨で，残余の4分の3を合衆国公債で行なわれる。

——金銀の額は銀行の支払継続に十分な供給をなす。公債は地金および鋳貨に転換可能で，公債保証の発行は公債需要を高め，公債価格をひきあげる。

(2)　銀行の負債総額

資本金額を限度とする。

——広はんな流通の基礎たる正貨＝金銀の保有を重視する。

(3)　銀　行　券

手形および銀行券につき金銀で要求払いされるものは，合衆国に対するすべての支払で受けとられうる。（shall be receivable in all payment to the United States）

——この特権の保有は，銀行の一般的管理の保証としてのみならず，議会の鋳造高権を完全に保護する手段としてもくろまれ，合衆国通貨に安定した一定価値の付与を重視する。

(4)　銀行の運営

国庫金の支払，移転を無償で取扱う。為替手形，金銀地金の売買，担保商品の売却，貸付および割引を行なう。割引および預金を目的とする支店を設置する。貸付利子率は6パーセントを限度とする。

――銀行がはたすサービスは，商業，農業，製造業のためと同様政府のため必要とされる。

〔3〕 合衆国銀行券の性格

こうした機構的特徴を有する合衆国銀行の設立は，後進アメリカの土壌への先進イギリス，イングランド銀行の制度的移植であった。[10] したがって合衆国銀行の設立は，創設期のイングランド銀行がそうだったように資本の原蓄体制の一環としてあり，公債政策，政府貸付といった連邦政府とのかかわりが強く，近代的性格のうすい近代化の端緒形態といえる。

これを同行発行の銀行券についてみれば，それは商業信用，手形流通の未発達に規定され，私的生産的信用に先行した公信用に立脚するものといわねばならない。公債保証の銀行券発行は公債価格の騰貴的安定とそれを保証とした銀行券の価値安定を意図したもので，同行券の性格は，基本的には，鋳造高権に基づき鋳貨に代位流通する通貨＝流通手段である。[11] これを図式化していえば，鋳貨不足――税支払手段＝国民的統一通貨の必要――国家権力＝鋳造権・徴税権・貨幣借入権による公債保証の銀行券発行，ということになる。

貴金属＝金銀は「価値の基準」「健全通貨の基礎」であるとして，「過剰発行」「減価防止」のため銀行券に兌換がふせられた。しかし，それは，資本の生産と手形流通，貨幣の支払機能に基づく信用と金といった本質関連ではなかった。商業信用，手形流通や産業循環との関連での銀行券，また兌換についての問題把握はほとんど皆無である。当時の経済基盤がそうさせたとみるのが適切だろうが，この場合の兌換は，信用貨幣のそれというより兌換（銀行）紙幣的性格のそれともいうべきである。

しかし，東北部を中心にした産業革命の進行，製造業の発展，そして商品生産，流通の増加は，地域間商品取引を円滑にする内国為替取引を発展させ，手形媒介の信用取引形態が比重を増してくる。そしてまた貿易商人，商業資本の活躍は，南北の関係において外国為替取引を生み出し，それを基礎に私的銀行が近代的銀行の先駆形態を担って機能するようになる。合衆国銀

行も公私の預金と結びつき，支店網を通じる内国為替取引，外国為替売買の集中等私的銀行の近代的信用を徐々に吸収する傾向を示した。したがって合衆国銀行券の性格も基本的に公信用に立脚したそれから，漸次，手形割引に関連して信用貨幣的性格が表立ってくる。だが，かかる同行および同行券の近代的性格の方向は，産業資本の未熟，局地的産業構造支配に規定されて霧散し，同行はイングランド銀行のような「銀行の銀行」たる中央銀行に昇華しきれなかった。[12)]

特権をもって州法銀行の発券を抑制する策[13)]は，自由な発展に飛びだち始めた地方産業，あるいは州法銀行にとって目の上のこぶに映じたのも当然であったろう。商業手形が徐々に増大し，生産，流通から生み出される遊休貨幣資本が未だ豊富でない時であれば，州法銀行はたとえ預金銀行の道をとろうとしても利益を得れなかっただろうからである。

1) 反対論には，ジャクソン（Jackson）に代表されるように，合衆国銀行が商業界だけを利し農業界を利しないという主旨のものが主だったが，なかには正貨銀行(specie bank)の立場からガストン(Gaston)やウエブスター（Webster）のように，政府の銀行として同行の国家信用の偏向に反対するものもあった。（Clarke and Hall, op. cit.〔Gaston, p. 489–490,〕〔Webster, pp. 569–593, 647.〕）
2) いましばらく発展の推移をたどれば，それは1815年208行，1820年307行，1830年330行，1850年824行，1860年1,562行となる。（A.B. Hepburn, A History of Currency in the United States, 1967, p. 87.）
3) B. Hammond, Banks and Politics in America from the Revolution to the Civil War, 1967, p. 170.
4) Clarke and Hall, op. cit,〔Hamilton, pp. 15–35.〕〔Fisk, pp. 150–151, 490–491〕〔Calhoun, pp. 495–496.〕〔Madison, p. 609.〕〔Dallas, pp. 481, 612〕
5) Clarke and Hall, ibid,〔Sedgwick, p. 56.〕〔Hamilton, pp. 106–107.〕
6) Clarke and Hall, ibid,〔Lawrence, p. 53〕〔Boudinot, pp. 56–59.〕〔Hamilton, p. 107.〕
7) Clarke and Hall, ibid,〔Dallas, pp. 610–611.〕〔Calhoun, pp. 630–631〕〔Clay, p. 671.〕
〔1830年4月13日，歳入委員会 M′ Duffie 作の報告，pp. 738–740.〕
8) 国家信用と銀行信用の内在的結びつき，銀行券の二重性についての論証，ピールおよびオウヴアストーンの保証発行銀行券に関する見解については，松井安信『信用貨幣論研究――方法論的分析――』（日本評論社，1970年)所収の第四章「兌換銀行券の『転化』問題」，とりわけ第五節「兌換銀行券の『二重』性の論証

と私見」を参照。

9) Clarke and Hall, op. cit, [Hamilton, p. 105.]

10) Clarke and Hall, ibid, [Hamilton, p. 34.] B. Hammond, op. cit, pp. 128-143.

11) 主論者の合衆国銀行券についての見解を簡単にみると，次のようである。マディソン・「流通手段がないと税は徴収されえない。正貨がないとき最良の代替手段は，国立銀行によって発行される紙幣(notes)のそれである。」(Clarke and Hall, op. cit, p. 595.)，ダラス・「連邦政府，国家権力による鋳貨代替物の供給」「国民鋳貨を確立する要求にかなう権威(authority)は国民的代替物を創出する要求にかなう。」(p.610)，インガム・「銀行紙幣(paper of the bank)に対する唯一の保証は政府の債務支払義務……それが税および関税の支払で受けとる信用……」(p.501)，ガストン・「合衆国債で払い込む方法は正貨に基づかないで，合衆国債の信用に基づく紙幣を流通に投ずることになる。」(p.489)

12) タウスは，合衆国銀行が(i)公金の保管，(ii)歳入徴収の助力，(iii)政府資金の移転，(iv)輸入業者への援助拡大，(v)政府への貸付，(vi)健全な銀行券の供給といった点で中央銀行の機能を十分はたしたと述べている。(E. R. Taus, Central Banking Functions of the United States Treasury 1789-1941, 1967. p.23, 34) そして同時にタウスは，財務省＝国庫が州法銀行に正貨裏づけのある銀行券支払を強要したり，また逼迫時に通貨の代りに30日商業手形を受け取ったり，政府預金を増加したり，国債を前払いしたりすることで諸銀行を助力し，重要な中央銀行機能をはたしたと述べている。(p. 31, 34)

しかし，この期に設立され機能した同行を十全な中央銀行――金準備を集中し発券を独占するような「信用制度の軸点」にある銀行――ということはできない。したがってまた，財務省＝国庫の公金および公債の運用も原蓄期の公債制度，国家の原蓄機能とのかかわりで捉えるべきである。

13) 合衆国銀行は要求払の兌換を怠る州法銀行券の受け取りを拒否したり，受け取った銀行券の正貨兌換を強要して州法銀行を統制した。(A. B. Hepburn, op. cit. p. 84)

第2節　自由銀行制度

豊富な移民，ニューイングランド中心の工業生産の発展，南・西部の世界の棉産地，穀倉となる見込みはアメリカの行く手をさし示した。資本不足の後進要因は先進国とりわけイギリスの投資をひきつけ，1830年から1840年までの10年で鉄道が導入され，国の産業発展は急テンポで進行した。[1] しかし，産業資本の未熟，統一的商品市場の未形成といった局地的産業構造の基盤にお

いて，州政府が実質的に政治的経済的権限を有した。形態的に連邦政府の統一的国家が存立していたが，その内実は不安定だったのである。

こうした政治的経済的条件下に合衆国銀行が崩壊し，それ以降銀行業統制の責任は連邦政府から州政府に一任され，自由銀行制度が支配的となった。さきに合衆国銀行についてみた公信用と資本主義的信用の発展の問題は，州規模でしばし多元的に展開するのである。

銀行特許主義は政治的偏愛やスキャンダルを生むとされ，民主党ロコフォコス派により独占が問罪され，1838年ニューヨーク州に自由銀行制度が導入された。この自由銀行制度は次の5点，すなわち，「Ⅰ．銀行法は一般法の規定のもとで，個人あるいは組合が自由にとり行なう自由業務である。Ⅱ．個人あるいは組合の銀行資本額は自由に定められるが，10分の1は銀行の随意に投資され，残りの10分の9は政府債に投資される。それについて銀行は配当を受けとる。元金部分は公衆の安全性のため保護され，銀行約束手形(promissory notes)を償還(redemption)する担保にあてられる。債券は銀行業務を清算する目的で裁判所の命令による以外，移転譲渡できない。Ⅲ．個人あるいは組合の約束手形は，券面に普通の署名とともに，預託債券の種類，金額を身につける。そしてその額は預託債券額を決してこえるべきでない。銀行業務は裁判所任命の代理によって清算される。銀行券の償還拒否は本質的に破産行為とみなし，同様に扱う。Ⅳ．額面5ドル以下の銀行券は発行されるべきでなく，発行したばあい10倍の刑罰に処する。Ⅴ．個人あるいは組合による債券預託について，公衆の安全および信頼をそこなわないように，銀行の随意に増加は認めるが減少は認めない」を示唆したジョン・マックヴィカー(John McVickar)の所論に依拠したものであった。[2)] これにより，各銀行は州法による特別免許を要しなくなり，個人または組合に対し，一定の法的条件を満たせば営業免許を与える準則主義がとられたのである。

自由銀行制度は合衆国公債，州債あるいは公認の稼動資産を州監督官に預託し，それと同額まで銀行券の交付を受け，同時に預託証券の利子を得るという公債担保の銀行券発行制度であった。そして銀行が銀行券の償還を怠る

ばあい，州監督官はこの担保証券を売却しその得た資金で銀行券の償還にあたらねばならなかった。[3)]

こうした制度的内容をもつ自由銀行制度は，当時の取引および企業の自由の気概に一致していた。すなわち，それは何人にも銀行信用を享受せしめ，資本需要を満たし，同時に銀行券の質の確保をはかったといえる。ニューヨーク州に始まったこの制度は，1860年までにバーモント，マサチューセッツ，イリノイ，オハイオ等の諸州にも広まった。銀行は西部の開拓そして交通，運輸への金融に大きな役割をはたし，事業会社，農場主，政府への重要な貸手であった。ニューヨーク州の諸銀行券は，それら銀行の管理上の詳細が知られていた地域をこえても好意的に受け取られ，ニューイングランドの諸銀行券も単なる地方信用以上の信用を有した。しかし，ほとんどのばあい，自由銀行制度は銀行業の混乱や不安定を増大した。西部の銀行のうちには，発券だけを目的にした銀行，あるいは十分な正貨準備，預金をもたない銀行が多く，結局支払能力を欠いた雑多な銀行券が流通した。そして，銀行券の流通はだいたい該州内に限られ，発行地から離れた地方ではしばしば額面価額以下で流通した。[4)]

こうした銀行券の状態において，公衆は銀行の破産による損失，偽造・変造といった詐欺による損失，プレミアム付為替による負担，損失をこうむった。政府は，1837年恐慌での諸銀行の正貨支払停止を経験して，大統領ヴァン・ビュレン(Van Burren)の努力のもとに，1804年に「独立国庫条例――1843年6月30日以降政府資金は本・支金庫に保管され，国庫収支はもっぱら金銀貨あるいは財務省証券でなされる――」を制定し，損失回避に努めた。これは1841年に銀行側からの反対のため，またクレイ(Clay)指導下の国立銀行再興の企てのもとに，効を奏さないうちに一時挫折した。しかし，大統領タイラー(Tyler)の拒否権により，国立銀行再興の企ては阻止され，[5)]それから後は，連邦政府は銀行とのいかなる取引をも行なわず，国庫は独立国庫条例のもとにあるのとほとんど同じように受け払いされた。そして終局的に，1846年に独立国庫制度がとられたのである。[6)]

自由銀行制度は，このように多様，無統制に不安定性をもちながらも，西漸運動また産業資本の進取的発展の波にのり展開した。それは，未開拓の広大な土地を有し，西へ西へと農業が発展し，鉄道の拡張とともに市場が拡大統合されていく過程の銀行＝信用制度的反映だったのである。

1）「新たな交通手段の導入は，革命にも等しいそんな重大な，また激動を生み出すほどそんな突然の産業の発展をもたらした。」（W. G. Sumner, A History of American Currency, First Greenwood reprinting, 1968. p.89）

外資について。イギリスとアメリカの「二国は，年輩国により若輩国へ貸し付けられた資本で結びつけられた。……それらを結びつけたきずなは，明らかにイギリスによりアメリカへ拡大された信用であった。両国の恐慌は，他方の出来事や運動に関係させずには理解できない。」（p. 90-91）「アメリカでの州債，運河債，土地への過度投機，企業の過剰投資は，イギリスでおきた恐慌の震憾を受けて1837年恐慌となって爆発し，銀行破産，支払停止があいついだ。」（p. 140）

自由銀行制度はこの恐慌を経てのち生まれたのである。この転換点については，小椋広勝「ウオール街」（青木文庫）66—67頁を参照。

2）J. J. Knox, op. cit, p. 94.

詳しくは，片山貞雄『ドルの歴史的研究』（ミネルヴア書房）第8章「ニューヨーク自由銀行制度の生成と発展」を参照。

3）A. B. Hepburn, op. cit, pp. 143-144.

4）A. D. Davis, The Origin of the National Banking System, (National Monetary Commission) 1910, pp. 12-19.

5）R. H. Timberlake, Specie Standard and Central Banking in the United States before 1860, in Journal of Economic History, vol. 21 No. 3, pp. 337-338, J. J. Knox, op. cit, pp. 87-89.

6）タウスは，独立国庫制度を，国立銀行—— 合衆国銀行のパターンにならった中央集権化された連邦銀行—— の設立をはかるクレイのような見解と中央銀行に対する公衆の偏見との妥協案だとしている。すなわち，「設立されたものが中央銀行の形態だということを認めることなく，国立あるいは準中央銀行制度のもとで達成されたのと同じ目的を遂げうる妥協案」の採用が独立国庫制度であると捉え，それは「公金の安全性を保証するのみならず，通貨および銀行制度に対し基礎をおき，そうしたものとしていくつか中央銀行機能をはたす」と述べている。（E. R. Taus, op. cit, pp. 41-42.）

しかし，タウスにあっては，近代的信用制度との関連で中央銀行の概念把握がなく，財政偏重にすぎるように思われる。

第2章　国法銀行制度の設立とその内容

無統制な自由銀行制度は，産業資本の確立傾向とともに，商品生産の無制限的拡大に支障となってくる。南北戦争=「第二次市民革命」の勃発は産業資本支配と統一国家確立の起点を与え，銀行制度の改革にも刺戟を与えることになった。すなわち，産業資本支配の確立は単純な自由放任主義者や州権主義者の頑迷さを弱め，全般に連邦政府の統一的権力や統制力を強め，国法銀行制度の設立がはかられたのである。それは，多元的自由銀行制度の連邦的規模での再編成[1]，銀行業に対する連邦権限の再主張であった。

アメリカ資本主義は西漸運動の展開，鉄道建設の拡張とともに顕著な発展をとげるが，後進国的資本蓄積の不足は，国家による保護育成と外資を必要とした[2]。国法銀行制度の設立も，こうした公債の運用による資本蓄積補助の一環としてあったのである。

以下で，時の財務長官チェイス(Chase)の見解を中心に国法銀行に関する諸問題を理論的に検討するが，その前に予備的に必要なかぎり，グリーンバックス発行と国法銀行設立の過程を簡単にたどってみよう[3]。

戦争にあたって政府は緊急の財政問題に直面した。しかし，40年間国内税を徴収していなかったので，増税するにも頼るべき税法すらなかった。したがって，チェイスは公債発行による借入れといった伝統的な財政赤字補塡策に頼った。1861年7月の連邦公債法で財務省は無利子の要求払証券(demand notes)5,000万ドルを含む，7％利付20年長期債および7.3％利付3年短期債2億5,000万ドルの発行が認められた。3年短期債1億5,000万ドルは，ニューヨーク，ボストン，フィラデルフィアの銀行引受によったが，銀行側はこの売上高の預金を要求した。しかしチェイスは独立国庫制度を厳密に解釈し，国庫への硬貨支払，移転を主張した[4]。これは要求払証券に広い流通分野をつくろうとしたチェイスの意図によるもので，結果的に銀行から準備の大部分を奪い，貨幣逼迫を招来した。そして，トレント号事件に発した対イギリス戦争の懸念は，イギリスにおける国債募集の可能性を失なわせ，正貨の

退蔵，海外流出に拍車をかけた。銀行の正貨準備は次第に減少した。1861年12月の年報でチェイスは国法銀行制度の提案を行なったが，この提案に多くの関心が集まらないうちに事態は変化し，12月30日に諸銀行は正貨支払を停止した。要求払証券を発行していた連邦政府もこれにしたがった。[5]

こうした状況で，スポウルディング（Spaulding）を中心に多くの議員は，不換銀行券あるいは預金ひきかえの国債売却を無意味と考え，法貨紙幣(legal-tender notes)の発行を企図した。それが1862年２月法貨条例(Legal Tender Act）の制定であった。これは(1)１億5,000万ドルの合衆国紙幣を発行する。（うち6,000万ドルは要求払証券の償還にあてる）(2)輸入税および国債利子支払を除き合法貨幣(lawful money)および法貨（legal-tender)とする。(3)額面５ドル以下は発行されず，６％利付25年長期債へ転換が可能である。(4)国庫によって受け取られるばあい再発行される。(5) 国庫は紙幣と引き換えに100万ドル未満の額，30日未満の期限，５％の利子付で2,500万ドルをこえない量の一時借入証書（temporary loan certificates）を発行できる。(6)関税収入から得る金貨は国債利子支払，減債基金のため保蔵される，というものであった。金が流通からひきあげられていれば，貨幣流通水路は法貨紙幣の流通手段が満たすことになる。ただ，国債利子支払や関税支払とか限られた外国貿易関係，国際的関連部門で金が要求され使用された。[6]

法貨紙幣発行にはもともと賛否両論があり，チェイスは初めのうち好意を示さなかったが，必要悪としてこれを認めた。一般的にも，紙幣発行は恒久的制度というより戦時の一時的措置という見解が強かった。しかし，国債の売却は思わしくなく，戦費の必要は1862年７月に１億5,000万ドルの追加紙幣発行となった。紙幣の発行はインフレーション的であったが，[7]銀行に預託される紙幣＝グリーンバックスは信用拡大の基礎として役だちえ，銀行信用の拡大を助長しうることになる。

チェイスはことここに至り，国法銀行法案の採択を強く提起した。これは1863年２月25日に国法通貨法，1864年６月３日に国法銀行法となって結実した。その間，1863年３月にもグリーンバックスは１億5,000万ドル追加発行

された。しかし，内国税収入が増大したことから，またチェイスの反対も受けて，それ以上のグリーンバックス発行は控えられ，国法銀行制度に期待が寄せられることになる。

1) 国法銀行制度の根源に自由銀行制度があることの指摘については，A.M.Davis, op. cit, p. 7, A. Nussbaum, A. History of the Dollar, 1957. p. 90, 108. 浜崎敬治訳「ドルの歴史」(法政大学出版局) 92, 112頁，J.J. Knox, op. cit, p. 97. J.W. Million, The Debate on the National Bank Act of 1863, in the Journal of Political Economy vol. Ⅱ 1893～1894, pp. 261-263, A. B. Hepburn, op, cit, p. 306.

2) アメリカ資本主義は，西漸運動が終結し生産力の著じるしい増大を示す19世紀末まで諸外国の対米投資に依存し，それを資本蓄積源泉のひとつとする。そして1870年代半ばすぎまで対外経常勘定は支払超過で，その差額埋め合せにも外資の輸入に頼った。

証券制度の発達とそれを前提にした投資金融機関の発展，それと対外的関係，さらに国際収支動向と金の輸出入は，恐慌との関連で世界市場的問題として重要である。しかし本論文では対内的関係に的をしぼり，国法銀行制度の内容とその内在的欠陥を主題とする。

3) 叙述にあたっては，主として A. B. Hepburn, op. cit, pp. 180-203. を参考にした。

4) 1861年8月5日の法律は，(i)支金庫は鋳貨もしくは政府紙幣だけを受け払いすべきこと，(ii)国庫は正貨支払銀行を選び，新規借入れから得る貨幣を預託できることを規定した。(D. R. Dewey, Financial History of the United States, 1915, p. 282.) つまり，従来の制度に(ii)の規定が挿入されたのである。

5) 要求払証券は，1861年の財務省証券ともいわれ，無利子で，国庫または支金庫たる銀行で金兌換される一種の兌換紙幣であった。これは銀行にも金兌換を強要し公私を混同したものであったので，諸銀行の真剣な抗議を受け，流通は芳しくなかった。チェイスは1862年3月にこれを法貨とし，関税支払に充当可能としたが，結局金の主要収入を減殺することになり，グリーンバックスによって代替されるに至った。

諸銀行は正貨支払停止の責任をチェイスに負わせた。すなわち，「第一に，彼は諸銀行に借入元金を預金せず，政府への移転を強制したが故に，第二に，彼は諸銀行に要求払証券の信用支持を強要したが故にである。」(D. R. Dewey, ibid, p.282.)

支払停止直後の1862年1月1日に，諸銀行は4億5,900万ドルの債務に対し8,700万ドルの正貨を有したにすぎなかった。

6）トラハテンベルグ，『前独占資本主義の貨幣恐慌』―― 貨幣恐慌史２ ――及川朝雄訳，岩崎学術出版社，239～241頁，高橋久弥「南北戦争時における『グリーンバックス・インフレーション』の検討」『松山商大論集』第13巻第２号，46～47頁。

7）高橋教授は当時の物価および金市場価格騰貴を実証的に研究され，それが実質的変動でありインフレでなかったと結論づけられている。（前掲論文）

片山教授も同様に悪性インフレでなかったとされている。（前掲書，第９章第２節　149～160頁。

第１節　国法銀行制度設立の論拠

チェイスはジャクソン流の硬貨主義者であって，当初から中央銀行に反対であった。すでに彼は，1856年に次のように述べていた。「健全かつ十全な通貨は鋳貨である。大量の紙幣(large notes)は商業の便宜にのみ許されるべきである。けれども，そうした通貨は議会立法と中央政府の行為を通じて獲得されるだけである[1]」（オハイオ州知事の就任演説）と。チェイスはこうした見解をもって1861年に財務長官に就任した。

チェイスの課題――彼はまず当面する現実について，1861年の年報で次のように述べた。「既存銀行券の価値は34州の法律に，そしてまた約1,600の銀行に依存する。それは通常，最少の活動資本（actual capital）をもつ銀行によって最大の割合で供給される。つまり，流通は支払能力に逆比例する。……かかる制度のもとで，割引および為替の大きな変動，それによる多大の損失は不可避である。銀行の破産は，しばしばかなりの銀行券を人々の手もとで突然無価値にする。ミシシッピー川流域の幾つかの州における最近の経験は，不幸にもこうした観察が正しいことを立証した。かかる混乱の再発から商業および産業を守ることは義務的に必要である[2]」と。そして彼はさらに述べた。「政府に戦費を用立て，戦争を成功裡に終らせることは，立法府に課される重要な問題である[3]」と。

計画案の提唱――チェイスはこのように述べ，かかる商業および産業の保護と政府の戦費調達を結びつけるものとして，次の二つの計画案を提唱した。

〔第1の計画案〕

私的銀行の銀行券を流通から漸次ひきあげ，要求払いの鋳貨兌換政府紙幣（United States notes, payable in coin on demand）を発行し代替させる――この計画案において国法通貨による州法通貨の代替は，無利子で費用をかけず政府へ貸し付けることに等しい。一方，人々は均一的通貨を得るとともに，利子負担からの解放といった追加的利益を得る。そうした通貨が確実に人々の現実的必要に限定され，迅速かつ確実な償還により正貨と等価におかれるなら，立法府の同意を得られるだろう。

〔第2の計画案〕

国家の指揮下に流通に用意され，合衆国債より保証される鋳貨兌換銀行券（notes……convertibility into coin）を諸銀行へ交付する。

それは政府によって供給されるが，議会の一般法に基づいて設立される銀行によって発行される。[4]（1862年12月の年報）

それは私的資本と結びついた国家信用の基礎上に，全国にわたり均一価値を有し，共通刻印をおびる健全な統一通貨の確定である。[5]（同上）――この計画案において，公衆は通貨の統一性，保証の均一性，減価の防止，割引および為替取引上の損失回避等に利益を見出す。他方，政府は多量の国債需要，戦費借入便宜の増大等に利益を見出す。そして，利子率を引き下げ，貨幣独占の危険をおかさずに流通の利益に関与し産業の負担を軽減する。[6]

だが，第1の計画案には「重大な不都合および危険」をともなうという。すなわち，「窮迫，危急時に十分な償還準備もなく紙幣を発行する誘惑，いかに周到に供給，管理されようとも，資力(means)以上の償還をこうむりやすい不都合，ただひとつの基金に鋳貨請求を突然集中するパニックの危険，価値下落そして結局無価値な紙幣の危険，公信用の破棄および国家破産といった測りしれない危険，すべてこれらは政府紙幣制度のありうる結果である。[7]」という。したがって，「何らかの形態での信用通貨（credit circulation）が望ましいとするなら，この形（第2案……引用者）がもっとも望ましい。[8]」そし

て，第２の計画案を実行するには，「支払能力ある既存銀行をして，州法銀行券をひきあげ国法銀行券――連邦の権威によって供給される――を代用させることが必要である。」[9] つまり「既存銀行の自発的活動を通じて，不等，不安全な通貨から同等，安全な通貨への移転を迅速に達成させる」[10] 立法の助力を要するという。

計画案提唱の論拠――彼はこのように計画案を提唱したが，そのさい第１章「合衆国銀行設立の論拠」でみたような憲法上の権限を論拠にしている。すなわち「議会は，課税，商業規制，鋳貨価値規制といった憲法上の諸権限のもとで，信用通貨――それは商業取引に広く入りこみ鋳貨価値に影響する――を統制する十分な権限を有する」[11]，そして，州法銀行発行の銀行券について，「それの発行はたとえ文字で記されていなくとも，州による『信用手形(bills of credit)』発行を禁止する憲法規定，また債務支払で金銀貨以外の何ものも法貨たりえずとする憲法規定の精神にのっとり禁止される」[12] と断言する。まさに，「合衆国銀行設立の論拠」でみた連邦権限の再主張である。このような議会権限の行使として，上記のような計画案の提唱があったのである。

計画案とグリーンバックスとの関係――ところで，第１案，第２案のいずれも，彼の見解にしたがえば，法貨紙幣＝グリーンバックスは賛同の対象となりえないはずである。しかり，彼は，1862年１月に，「債務の支払いで鋳貨以外のものを法貨とすることには非常に嫌悪を感じてきたし，今もそうだ」[13]（歳入委員会議長スティブンス宛書簡）と述べていた。しかるに彼は，鋳貨も銀行券も借入れできず，また十分な準備をもたずしては無規定の紙幣(plain notes) を発行できないと考えたので，採りうる唯一の道として法貨紙幣の発行に賛同した。彼は述べた。「合衆国紙幣を法貨とする規定は確かに委員会で十分考察された。その結論は，私の所見からすれば何ら支持を要しない。しかし，この規定に関し，私は反省して，委員会と同じ結論に至ったと述べるのが自己の義務だと考える」[14]（1862年１月29日スティブンス宛書簡）と。

そして彼は，金価格の高騰をグリーンバックスの膨脹に帰した公衆の見解

に対し，(i)それは投機によるもので通貨の過剰，減価ではない。(ii)グリーンバックスは退蔵された金貨に代位流通したもので，事業活動および陸海軍需要の増加に正当にも吸収された。(iii)たとえ過剰があったにしても，それは州法銀行券および預金の増加による，と主張し，「合衆国紙幣流通の支持，銀行券の縮減」を唱えた。合衆国紙幣は「政府によって直接発行され，規制および償還(final redemption)を政府に依存しても，雑多な既存銀行券よりも好ましい[15]」というのである。

だが，チェイスの主張はここで留まらない。この政府紙幣の発行には，一時的に賛同しても恒久的制度としては異議があるという。つまり，「政府紙幣あるいはそれと鋳貨からなる流通は，主に二つの考慮から推奨される。第1は，その緊急に供給される便宜さ，第2は，その安価さからである。恒久的制度としてそうした通貨の異議は，第1，歳出が歳入をこえる過度膨脹の容易さ，第2，それによって刺戟される不当な過度支出の危険，第3，管理上の不正，詐欺の危険，第4，歳出が歳入を下まわるばあいの通貨供給の不適応，にある[16]」と述べる。そして結局，国法銀行制度に固執し，均一価値の健全な統一通貨の確立を繰返し提案する。「そうした通貨は，国法銀行を通じて獲得できる。この銀行は全く自発的であるべきで，資本(real capital)の利用を望む人は誰でも適切な法律に基づき結合できる。そして，一定の最小限度を合衆国債に投資し，それを合衆国の適当な官吏に預託し，紙幣を受けとり，それを割引および為替取引で貨幣として用いることができる。……流通に投ぜられる紙幣は，正貨支払復帰までは合衆国紙幣で，支払復帰後では正貨で銀行により要求払いされる。支払われないばあいは，合衆国財務省で，預託国債の売却資金で償還される(redeemable)。……国法通貨の発行は正当な取引需要以上に増加されず，あらゆるドルは，活動資本——現実に国債に投資される——を代表する。そして，発行総額は国庫の帳簿からいつも速かに容易に確かめられる。こうした事情は，それが過剰発行の誘惑を完全に除去しないとしても，最低点にまでおしとどめることは確かであろう[17]。」(傍点は引用者)

これまでたどってきたチェイスの国法銀行制度に関する見解は，要するに，雑多な州法銀行券に一貫して反対，一時的戦時措置として法貨紙幣＝グリーンバックスの発行，恒常的制度として国債保証による国法銀行券の交付・発行という軌跡をえがく。グリーンバックスのような紙幣制度は過剰発行，減価に陥りやすいので，国家の指揮下に，国債保証で銀行券を交付・発行し，発行額を統制すれば過剰発行は阻止され，それに基づく物価騰貴はさけうると考えたのである。

かかる国法銀行制度についていえることは，それは第1章でみた合衆国銀行，つまり集中発券国立銀行の考えを多元的自由銀行制度の上に乗せ，財務省を鋳造高権による通貨供給機関として頂点におく形で一元化したということである。[18] そして，チェイスが国法銀行制度で意図したことは，諸銀行の銀行券＝州法銀行券から政府紙幣への自発的移転ということにつきる。彼は，第1案では鋳貨兌換政府紙幣，第2案では鋳貨兌換銀行券と何らか区別あるがごとく述べているが，理論的に検討してみれば，いずれもその内容は本質的に同じだといえる。違いがあるとすれば，第2案には銀行が介在するということである。だが，いわれるところの銀行は，紙幣発行の請負，媒介機関としてにすぎない。[19]

チェイスは産業資本のための通貨価値安定をもっぱら国債と紙幣ではたそうというもので，それと信用貨幣，金との錯綜についての問題把握は見あたらない。銀行は資本制生産と信用とに正しく位置づけられておらず，銀行を媒介に私的資本と結びつけば何故過剰発行に陥らないのか，本質迫究が脱落している。プウア(Poor)は，チェイスが提唱した計画案の実施について次のように述べている。「チェイスの財政，金融上の政策は，貨幣の法則（law）を全く知らず，政治権力を獲得する手段にすぎなかった。……南部分裂の混乱に直面して，北部は，愛国諸州を統合する見込みのある何らかの法案をほとんど受入れるつもりであった。一見して，公信用（public credit)に支持され裏づけられる統一的通貨よりこの目的により良く適したものがありえたろうか？チェイスは議員達の無責任な精神をそうした論拠で盛んに攻撃し，彼の

計画案を結局うまく通した」[20]と。そしてさらに，「チェイスは銀行券流通の諸法則を考えたようには思われない」[21]と評している[22]。戦時の財政措置に眼目をおいたことがそうさせたのだろうが，結局，チェイスは銀行券をすべて紙幣とし議会＝連邦政府の鋳造高権をもって州法銀行券を駆逐し，国法銀行券を発行統制しようとした点で理論的誤りを犯した。総じて資本制生産と手形，銀行券，預金そして金との関連といった信用制度ないし利子うみ資本の本質的問題は全く考慮外におかれている[23]。あたかも通貨学派が銀行券を鋳貨＝流通手段機能のみでとらえ，預金貨幣を単なる銀行券の利用と浅薄に解して，全額金準備の発券統制，預金ないし預金銀行の自由放任を唱えたのと類似する。いや，それ以上に資本の現実的生産との関連を欠き，資本価値の純粋に幻想的な国債＝擬制資本を保証に発行を拘束することは，経済界――その再生産との関連を切断し誤りを倍化した[24]。

だが，国債保証の発行統制は，通貨原理を実践化したピール条例の下で，全額金準備の発券統制，預金ないし預金銀行の自由取引が資本制生産の発展を促進し，事態に即した貨幣信用構造を形成したように思わぬ効果を奏することになる。すなわち，それは，チェイスの予想に反し，結果的に預金の効用を認識させ，資本制生産の発展を促し，銀行の機能分化（特殊アメリカ的には財務省が発券を担うが）を進行させるという逆説的傾向を生み出すだろうからである。

ともあれ，国法銀行制度は，当面の戦争措置として，鋳貨不足また資本の蓄積不足の故に，国債を頼りに公信用を確立，維持し，同時に統一的商品市場を形成した産業資本のために，上からの措置として国債保証の統一的銀行券の創出を旨とする。しかし，生産的信用とは異質の国債保証による銀行券の交付・発行方式は戦時の財政措置には効を奏しえても，国家の恣意性が入りやすく，過剰発行――名目的物価騰貴＝インフレに連なる可能性を内包し，平和回復そして産業資本の自立的発展，それにともなう手形の増大にしたがい産業資本のためにはかえって足かせとなる宿命を背負うことになる。この点は国法銀行の機構をみてのち，本章第3節「国法銀行券の性格」，第3章

「国法銀行制度の欠陥と改革」でおりにふれ検討されるだろう。

1) A. M. Davis, op. cit, p. 31.
2) S. P. Chase, Secretary of the Treasury, "Annual Treasury Report, 1861", in Documentary History of Banking and Currency in the United States, Introduction, P. A. Samuelson, Editor, H.E. Krooss, vol. Ⅱ, 1969, pp. 1341-1342.
3) S. P. Chase, ibid, p. 1341.
4) S. P. Chase, "Annual Treasury Report, 1862" in op. cit, p. 1350.
5) S. P. Chase, Report, 1862, ibid, p. 1351.
6) S. P. Chase, Report, 1861, ibid, p. 1342.
7) S. P. Chase, Report, 1861, ibid, p. 1343.
8) S. P. Chase, Report, 1861, ibid, p. 1342.
9) S. P. Chase, Report, 1861, ibid, p. 1344.
10) S. P. Chase, Report, 1861, ibid, p. 1344.
11) S. P. Chase, Report, 1861, ibid, p. 1341.
12) S. P. Chase, Report, 1861, ibid, p. 1341.
13) A. M. Davis, op. cit, p. 43.
14) H. V. Poor, Money and Its Laws, second edition, First Greenwood Reprinting, 1969, p. 571.
15) S. P. Chase, Report, 1862, op. cit, p. 1350.
16) S. P. Chase, Report, 1862, op. cit, p. 1350.
17) S. P. Chase, Report, 1862, ibid, pp. 1351-1352.
18) この点に関し，ヘプバーンは，「国法銀行および州法銀行の基礎となっている基本原理は，第1合衆国銀行の特許状を準備するさいアレクサンダー・ハミルトンによって展開されたものである」と述べている。(A. B. Hepqurn, op. cit, p. 306.)
19) この点を確認するための例証。

(i) チェイス案の基礎を与えたポッター(Potter)の見解――「取引および州間の商業目的に必要な通貨を国の信用に基づかせる。そして，その債務額を規制することで国法通貨を統制し，公衆の必要量内に維持する権限を国家に託する。しかるに貨幣を貸し付け，それを利用する権限は現在あるように銀行に委託する。……銀行券の償還(redemption)は銀行にまかせられるが，銀行が償還を怠るばあいにのみ，政府は預託公債を売却して管財人として振舞う。」(A.M. Davis, op. cit, pp. 47-48.)

(ii) 国法銀行制度に賛意を示した上院議員シャーマン(Sherman)の見解――(a)「私はいかなる紙幣制度も諸銀行にのみ依存すべきでないと信ずるが，諸銀

行の代理（agency）に反対するものではない。銀行は取引，交換の有効かつ必要な媒介（medium）であり，あらゆる商業国でなくてはならないものである。……歴史が教えるところでは，国民信用(public faith of a nation)だけでは紙幣の維持に十分でない。私個人と政府の利益との間には結合（combination）がなければならない。これは重要な原理である。」(J. Sherman, "Speech on the National Banking Bill, February 10, 1863", in Documentary History……, p. 1362)「私的資本によって支持されない政府紙幣(Government paper money)は，戦時に通貨として維持されえない。多様な州法銀行の紙幣(notes)発行，正貨支払によって抑制されない紙幣発行は不都合で，私の考えでは違憲である。ふたつの制度は共存できない。……金銀の代替として健全な通貨はふたつの制度を結合することによってのみありうる。そうすれば，政府は適切に保証される均一性質の紙幣を発行でき，諸銀行は信用を回復し維持できる。」(p.1364) このように述べ，さらにイングランド銀行およびフランス銀行の史実をもって自己の見解を正当化する。

(b)「通貨が支持され，地方銀行(local banks)と結びつけられるとき，また私個人の利益が政府の利益と結合されるとき，その発行はうまくいった。イングランド銀行は好個の事例である。同行は約100万ポンドの私個人による政府貸付から成長した。その時から貸付は増加しつづけ，しかもなお同行はただの政府機関である。同行発行のあらゆる紙幣（paper）は政府債に基礎づけられる。1ドル（1ポンドというべき……引用者）の紙幣といえども金銀あるいは政府証券によって代表されないものはない。……貨幣を貸し付ける人々と借りる政府との間には，中間の連結環（some intermediate link）がなければならない。そして，その連結環は，諸国の経験によれば，人々の信用を基礎に紙幣の発行を認められる会社でなければならない。あらゆるイングランド銀行券またフランス銀行券は，実際にはイギリスの紙幣(note)またフランスの紙幣である。」(p. 1373)

なお，シャーマンによれば，国法銀行制度はハミルトン指導下フェデラリストの合衆国銀行設立にならった統一的国法通貨の達成である。(p. 1372)

このようにポッター，シャーマンにあっては銀行券はすなわち紙幣であり，イングランド銀行券およびフランス銀行券は創設以来からずっと紙幣である。銀行は，貨幣を借入れる政府と貸し付ける公衆との単なる「連結環」にしかすぎない。まさにチェイスと共通の見解にたつといえよう。

20) H. V. Poor, op. cit, p. 584.

21) H. V. Poor, ibid, p. 583.

22) プウアの銀行券の理解をみると，それは銀行主義的である。すなわち，彼によれば銀行券は「要求次第鋳貨あるいは鋳貨価値の商品に兌換できる紙幣であ

る。」(H. V.Poor, ibid, p. 585.)「銀行券の還流および兌換性を保証するのは，保有される金ではなく，手形が代表する商品である。十分な量でこれを保持するなら，鋳貨を保有しなくとも，銀行の努力なしに銀行券はもどってくるであろう。これを考慮して銀行家はあらたな発行をなす。それは商品に基礎づけられるなら，先に流通に入ったのと同じようにして復帰するであろう。」このように述べ，債権債務の相殺をその理由としている。(p. 586.)

23) この点,後でみるように法的形式では預金債務に法定準備金が規定されていて，理論と形式にギャップがある。その関連性は興味ある問題だが定かでない。

タウスは，信用経済の発展につれ，銀行貸付は銀行券よりむしろ預金形態をとり，預金信用が急速に増加し，そのことが銀行券所有者より預金保有者の保護を重要にしたと述べ，預金支払準備の要求をあとづけている。(E. R. Taus, op. cit, pp. 63-64.)

24) ヒルファデイングは国法銀行制度をとらえて，その誤った状態を気ちがいじみていると酷評している。(R. Hilferding, Das Finanzkapital, eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus, Dietz Verlag Berlin, 1955, S. 405, 409. 岩波文庫版，中177，182頁，国民文庫版，下165，170頁)

第2節　国法銀行制度の法的形式と機構

国法銀行の設立に関する法律は，1863年2月25日に国法通貨法として制定されたが，その諸項目においてある程度実験的であり，1864年6月3日に改正され完備された。[1)] 条文は長文で入組んでいるので，ここで主要点に限って法的形式における機構をみてみよう。

(a) 通貨監督官制度　通貨監督官は大統領によって任命され，財務長官の指揮下に行動し，国法銀行に関する法律の施行にあたる。

(b) 組織・営業年限　国法銀行は5名以上の株主をもって通貨監督官の許可を得て組織され，営業年限は20年とする。

(c) 資本金　人口6千未満の市では5万ドル，6千以上5万未満の市では10万ドル，5万以上の市では20万ドルとする。

(d) 国債預託・銀行券交付　国法銀行は銀行券発行の担保として，資本金の3分の1以上3万ドルを下らない金額の合衆国利付登録公債を財務省出納官に預託せねばならない。通貨監督官は，その預託国債の市価の90パーセント相当額しかし額面価額の90パーセントをこえない額で銀行券を国法銀行に交付するが，銀行の実際の払込資本金額をこえてはならない。

(e) 銀行券発行　国法銀行券の発行総額は3億ドルを限度とする。(合衆国紙幣の正貨支払再開以前において5ドル以下の銀行券は発行総額の6分の1をこえない限度で発行できる) 国法銀行はそれを割引，貸付等の銀行業務を通じて発行する。

(f) 銀行券　国法銀行券は，発行銀行もしくは償還代理店において要求され次第合法貨幣 (lawful money) をもって平価で償還 (redeem) されねばならない。(合法貨幣とは，国法銀行の準備を構成しうる貨幣のことで，金貨，銀貨，グリーンバックスであった[2])

国法銀行は，相互間の債務決済のため，他銀行の銀行券を平価で受け入れねばならない。

銀行が償還を拒否するばあい，銀行券所有者は通貨監督官の通知に基づき財務省に償還 (redemption) を求めることができ，財務省は預託国債を売却しその償還にあたる。

銀行券は法貨資格を有しないが，輸入関税を除く租税等対政府支払に充当でき，また公債利子および紙幣償還を除く政府による給与，債務，請求金支払に充当できる。

(g) 銀行業務・その制限　国法銀行は約束手形，為替手形その他債務証書の割引，預金の受入，外国為替，鋳貨，地金の売買，対人担保貸付，銀行券の発行・流通を行なう。

不動産担保貸付，自行発行株式担保貸付は禁止される。1個人，1会社に対する貸付は実際に払い込まれた資本金の10分の1をこえてはならない。但し，真正為替手形の割引，売買する個人あるいは会社が実際に所有する商業手形の割引は貸付とみなされない。

(h) 法定銀行準備金　国法銀行は，ニューヨーク市（のちに中央準備市の名称を受ける）および全国16市（セントルイス，シカゴ等，のちに準備市）の銀行につき銀行券流通高および預金高の25パーセント，その他の国法銀行（のちに地方銀行）につき同様に15パーセントの合法貨幣準備を要求される。但し，16市の銀行は準備の2分の1をニューヨーク市の銀行に預託でき，地方銀行は準備の5分の3をニューヨーク市および16市の銀行に預託でき，それぞれ銀行券償還の準備を形成する[3]。

銀行準備率が法定を下まわるばあい，法定を回復するまで，貸付ないし割引は禁止され，配当支払も禁止される。通貨監督官は法定維持を通知する資格を得，通知後30日以内に法定準備率を回復しえないばあい，財務長官の同意を得て，当該銀行業務清算のため管財人を指定する。

このように国法銀行は濫用から注意深く保護され，法規は厳格であった。それで，州法銀行は寛大な州法にしがみつき，なかなか国法組織に転換しなかった。そのためチェイスや通貨監督官マカロック (Mc Culloch) は排他的

国法通貨を主張し，国法銀行への転換を容易にするため州法銀行券に対する課税を提案した。それは，1865年3月3日に，1866年7月1日以降州法銀行券に10パーセント課税する法律となって結実した。これは，州法銀行がその存立を自行券に依拠していたかぎりにおいて葬送の鐘を鳴らす強権的な法律の通過であり，以後，国法銀行に転換するものが増加した。[4)]

その後も国法銀行法は，国法銀行賛成論者とグリーンバックス紙幣論者との抗争過程で幾度か修正される。論争は南北戦争後まもなく始まったが，紙幣に金兌換を主張し，国法銀行券を擁護する側はグリーンバックス批判者であり，主に貨幣価値安定を要望する産業資本の利益を代表した。[5)] それに対し，グリーンバックス支持者は通貨の収縮に反対あるいは膨脹を望み，主に農産物の価格維持を望む西部農民の利益を代表するものであった。[6)] このグリーンバックスをめぐる抗争は，南北戦争後から1870年代にかけてずっと社会的経済的問題で政争の具にもされたが，終局的には，戦後飛躍的テンポで成長拡大した産業資本の主導下に，正貨兌換再開となって結実する。

次に，注記して，グリーンバックスの回収・整理と法改正の推移[注)]をたどり，機構的に整理してみよう。

注）※グリーンバックスの回収・整理

チエイス，シャーマン，マカロック等の論拠にしたがい

(i) 1866年4月12日の法律 ── 短期公債の長期公債への借り換えを認める。最初6カ月以内に合計1,000万ドル以内グリーンバックスを回収し，その後は毎月400万ドル以内これを回収する権限を財務長官に認可する。

＊グリーンバックスは1867年から1868年2月中に4,400万ドル回収され，発行総額3億5,600万ドルにまで縮減された。

(ii) 1868年2月3日の法律── グリーンバックスの収縮，回収を禁止する。

＊1873年に貨幣パニック，恐慌が勃発し，支払停止，破産があいつぎ，財務省は国債を買い入れて，回収グリーンバックスを2,500万ドル再発行した。発行総額は3億8,200万ドルとなった。

1874年にグリーンバックスを3億5,600万ドルにまで減少する法案が否決され，4億ドルに増加する法案（＝インフレーション法案）が議会を通過したが，大統領グラント（Grant）は拒否権を発動した。

共和党中心の通貨収縮論のもとで，シャーマンが三つの段階措置による正貨支払再

開を提案したが，それは(1)銀貨での小額紙幣の回収，代替，(2)国法銀行券の自由発行とグリーンバックスの比例的回収，(3)将来一定期日での正貨支払開始，といった妥協案であった。

(iii) 1875年1月14日　正貨兌換再開法――新発行国法銀行券額の80パーセントまでグリーンバックスを回収し，発行残高3億ドルまで減少させる。1879年1月1日を期して正貨支払に復帰する。

＊この法案通過後，グリーンバックスは平価に接近（1877年11月1日に対金97.3セント）し，貿易収支は輸出超過となり，正貨基礎への復帰を可能にした。

(iv) 1878年5月31日の法律――銀行券のグリーンバックス代位，すなわちグリーンバックスの回収を禁止する。

＊以後ずっと，346,681,016ドル額のグリーンバックス流通残高が継続する。

(v) 1900年3月14日の法律　金本位法――純度10分の9の金25.8グレインのドルをもって価格の標準単位(standard unit of value)とする。合衆国によって鋳造されるあらゆる形態の貨幣は，この本位と等価に維持され，グリーンバックス，財務省紙幣は要求次第金で兌換される。

なお，財務省は，銀問題処理にともなうブランド・アリソン法（1878年2月28日）のもとで，ドル銀貨の預託にたいし10ドルから1,0.0ドルの額面で銀証券(silver certificates)――法貨でないが関税を含む公課で受け取られ，要求次第銀貨に兌換でき再発行できる――を発行し(1886年以降1，2，5ドルの銀証券の発行可能)，シャーマン銀買入法（1890年7月14日）のもとで，銀買上にたいし1ドルから1,000ドルの額面で財務省紙幣――法貨であり金もしくは銀貨に兌換できる――を発行した。（これは1893年に同法が廃止されたので回収された）

そして，1882年7月12日の法律のもとで，金の預託を基礎に，10ドル，20ドルから1万ドルの額面で，財務省保有準備金が1億ドル以下に減少したとき発行を中止する条件つきで，さらに1900年の金本位法のもとでは，財務省保有合衆国紙幣および銀証券の合計額が6,000万ドルをこえたとき発行を中止する条件つきで，金証券を発行した。

※国法銀行法の修正

1870年近くになると国法銀行券の発行額は，3億ドルの発行制限額に近づいた。

(i) 1870年7月12日の法律――国法銀行券の発行制限総額に5,400万ドル追加し，発行額が規定以下の州へ割当る。割当規定を超過した州の銀行からその分総額2,500万ドル回収し，規定以下の州の銀行へ再配分する。以後設立する銀行は50万ドルをこえては銀行券の発行を行なえない。

＊追加発行額の約半分が発行されたが，回収は効を奏しえなかった。

(ii) 1874年6月20日の法律――国法銀行券の発行に対する合法貨幣準備を廃止する。銀行償還代理に代って財務省が償還代理(The National Redemption Bureau of the Treasury Department)となり，各銀行は発行額の5パーセント額を合法貨幣で財務

省へ預託する義務を負う。これは償還基金(Redemption Fund)とされるが，各銀行の法定預金支払準備に加算される。預託国債のひきあげを望む銀行に銀行券の回収を容易にするため，財務省に合法貨幣を預託し国債をひき出すことを認める。副財務省出納局長を要求し，銀行券を集め，類別し，償還のためそれを送る保管所（depositories）を指定する。割当以上を有する州の国法銀行より引きあげられる銀行券額を5,500万ドルに増加する。発券担保の国債預託最低額を5万ドルに引きあげる。

ついで共和党は，グリーンバックスに関するところでみたように，正貨兌換を提案した。

(iii) 1875年1月14日　正貨兌換再開法――3億5,400万ドルの国法銀行券発行制限を撤廃する。

(iv) 1882年7月22日の法律――銀行券回収の合計額を1カ月300万ドルに制限し，いずれの銀行も一旦銀行券を回収すると6カ月以内再びその発行を増加しえない。

預金支払準備の一部がニューヨーク市の諸銀行に過度に蓄積される傾向をくじくため措置がとられた。

(v) 1887年3月3日の法律 ―人口20万を有するいずれかの市における国法銀行の4分の3が通貨監督官に申し出るときは，その市は中央準備市に認可される。同様に人口5万を有する市における国法銀行の4分の3からの要請があれば，その市は準備市に認可される。

＊この法律のもとで，シカゴとセントルィスが新たに中央準備市となり，地方銀行，準備市銀行の準備金の保有資格を得た。

(vi) 1900年3月14日の法律　金本位法 ――人口3,000人未満の市における国法銀行の最低資本金を2万5,000ドルに引下げる。財務長官の権限で，5，4，3パーセント等の高利国債を30年2パーセント低利債 ――元利が金で支払われる―― へ借り換えることができる。国法銀行券の発行額は預託国債の額面価額までとし，銀行券に対する課税を年2分の1パーセントへ引下げる。

＊これは国法銀行券の増加を可能にする措置であった。

さて，国法銀行設立の論拠とグリーンバックスの整理および国法銀行制度の整備過程をみて，機構的に次のようにまとめることができる。

発券機構について――チェイスの国法銀行設立の論拠に服するところである。国法銀行制度において，国法通貨は国法銀行券の形態をとり，統一的意匠で，政府の指示下に印刷され，財務省により国債担保で各銀行に交付された。そして銀行券の公衆への発行は，各銀行により銀行名を記され，銀行業

務を通じ個別的分散的に発行された。しかし，このばあい，銀行を通じる発行の分散・個別性はあくまで形式的で，発券は実質的に財務省でグリーンバックスをも含め，統一的に集中されているとみるべきである。

高橋久弥教授は，この点われわれとは全く逆で，国法銀行券を「形式的単一化」とし，「個別資本家的制約から実質的に解放されうるものでなかった」[7]と全く私的に，しかも個別銀行の債務に実質性をみられる。しかし，教授にあっては，財務省を視野に入れておらず，チェイスのいう銀行券が実は紙幣だということを見落しているように思われる（この点はさらに次節で問題とされる)。財務省による究極的償還の保証規定は，教授の見解ではどう処理されるのであろうか。われわれからみれば，この規定，また財務省の償還基金による国法銀行券の償還規定(1874年6月20日の法律)――グリーンバックスについていえば，財務省による金準備保有，兌換（1876年の正貨兌換再開法)――は実質的発券統一の法的顕現である。

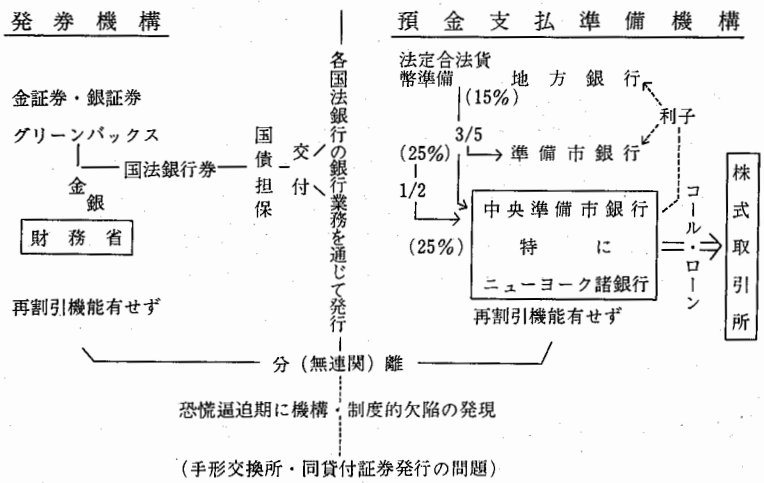
ノックスは適切にも，「財務省は通貨の独占的発行者（an exclusive issuer of currency）としての銀行機能をしっかりと受けとめている」[8]と述べている。またタウスは，実質的に財務省の銀行活動を増した処置のひとつは財務省をⅠ．通常の財政部門とⅡ．発行および償還部門に分離した1900年の金本位法であるとし,次のように述べている。「ほかの国では国庫(財務省)はふつう銀行機能をはたさなかった。それは正貨を保有したり，またそれに対し紙幣を発行し兌換したりすることはない。中央銀行がこうした銀行機能をはたすからである。合衆国では財務省がこれらの責務を負った」[9]（傍点は引用者)と。

要するに財務省は，発券準備，グリーンバックス兌換金準備を有し，発券集中，独占といった点で中央銀行の位置にあり，最終的貸手としての地位にあったが，各銀行の預金支払準備を集中したわけでもなく，また国債担保方式からして再割引機能をはたしえなかった。いわば財務省は発券集中といった中央銀行的役割を負いながら，信用制度の軸点＝社会的総資本の担い手としての中央銀行的役割を負わない公的中央銀行としてあった。

預金支払準備機構について――チェイスの国法銀行設立の論拠ではネグレ

クトされているところである。国法銀行制度において，中央準備市とりわけ金融中心地ニューヨークの諸銀行は，準備代理店（reserve agent）として信用制度上の重要な位置におかれ，全国の地方および準備市銀行の一部預金支払準備を保有した。これは，平時に地方銀行が遊休貨幣資本を融通するコルレス取引の一環をなすものであったが，ニューヨーク市諸銀行は，その支払請求に対応する能力が信用制度の有効な機能を左右するといった意味で中央銀行的地位にあることを示した。しかし，その機能は他銀行預金支払準備の一部，また銀行準備金のうち預金準備だけを対象としたという二重の意味で不完全であった。しかも中央準備市銀行は，銀行家預金に利子を与え，それをひきつけ自由な営業をなし，またそれじたい発券を集中，独占したわけでもなく，とうてい最終的貸手，再割引の機能を行ないうるものでなかった。いわばニューヨーク市諸銀行は信用制度の軸点＝社会的総資本の担い手としての役割を不完全にも負いながら，独占的発券といった中央銀行的役割を負わない私的中央銀行としてあった。

結局，発券機構について財務省が，預金支払準備機構について中央準備市（特にニューヨーク）諸銀行がそれぞれ一部的に中央銀行的役割を担いながら



相互に連関をもたないという特殊アメリカ的な信用機構をとった。つまり，それぞれを立体的に統一し相互に連関を有する中央銀行を欠いたのである。これを図式化して示せば上図のようになる。

この特殊アメリカ的信用機構・制度は，ひとえに国法銀行設立の論拠にみられた難点の制度的反映だったが，それは銀行券の性格に，また発券と預金支払準備とのからみあいが問われるばあい，機構・制度に特殊アメリカ的問題を生み出すことになる。

1) J. W. Million, op. cit, pp. 278-280.
2) 高橋久弥「アメリカ銀行制度の展開――国法銀行制度の設立と銀行政策上の意義――」『松山商大論集』第13巻4号22頁を参照。
3) 事実問題として，大半の地方銀行は銀行券の償還代理としてニューヨーク，ボストン，フィラデルフィアの銀行を選んだ。(J. J. Knox, op. cit, p. 284.)
4) 1864年11月15日までに組織された国法銀行は584行にすぎなかったが，1865年10月1日には1,566へと急速に増加した。(A. M. Davis, op. cit, pp. 97-103.)
5) その論拠は，前述したチェイスのそれで，法貨紙幣は濫用されやすく償還方法をもたず急場の一時的措置なのだから，回収され恒久的な国法銀行券に置き換わるべきだというものであった。
6) J. J. Knox, op. cit, p. 280. E. R. Taus, op. cit, pp. 71-72.
7) 高橋久弥「1907年恐慌と連邦準備銀行の成立」『金融論体系』岡橋保編，東出版，所収，373頁。
8) J. J. Knox, op. cit, p. 90.
9) E. R. Taus, op. cit, pp. 99-100.
これにつづけてタウスは述べている。「財務省を割引銀行とするには合衆国債よりほかの銀行資産に対し紙幣の発行を許すことであった。法律が財務省に恐慌期間諸銀行から商業手形を引き受け，それと引き換えに追加的流通手段を与えることを許すなら，財務省は実質上中央銀行のあらゆる機能をはたし，『通貨調節』に必要なあらゆる機能および権限をはたすだろう」と。

第3節　国法銀行券の性格

国法銀行制度の基礎をなした合衆国銀行設立のころは，商業信用＝手形流通の狭隘さに規定され，銀行券は紙幣性すなわち鋳造高権に基づく鋳貨代位

の流通手段（通貨）の性格が強かった。その後，合衆国銀行の崩壊，自由銀行制度の展開を経て，南北戦争後設立された国法銀行の時代は産業資本の飛躍的発展期であり，信用制度の発展したがって信用貨幣の展開が期待される時期である。しかし，国家の占める比重の重大性，すなわちグリーンバックスの発行，国法銀行制度の上からの創出，国債担保による銀行券の交付・発行方式，財務省による償還といった特殊アメリカ的事態は，銀行制度ないし国法銀行券の性格を紙幣に偏倚させた。

合法貨幣兌換の国法銀行券は，財務省により国債担保で各銀行に交付されるという点で紙幣性を規定され，各銀行の手割等を通じて発行されるという点で信用貨幣性を規定された。しかし，国法銀行券の本質を法制および立案者の論拠によってみるかぎり，それを合法貨幣兌換という兌換形式のみをみて，私的債務性と規定することには問題があろう。というのも，国債担保による銀行券の交付・発行方式は，国債が銀行券によって置き換えられ，最低流通必要量内をうめるといった紙幣発行の論理であり，事実上国法銀行券の背後には合衆国政府信用の裏づけがあったといえるからである。財務省により究極的に償還が保証されること，関税および国債利子支払以外政府により受け払いされ合衆国の全地域で受けとられること，そして銀行相互間の債務決算で相互に平価で受け入れられること，これらは結局，国法銀行券が法貨紙幣のあらゆる目的に答えたということで，公衆は国法銀行券をもつことに不安をもたなかったのである（その法的顕現が1874年6月20日の法律）。財務省の償還基金は，償還とともに破損，汚損その他使用不適国法銀行券を浄化（purification）する役目をはたした[1)]。こうした意味では，国法銀行券は合法貨幣兌換紙幣というべきものであった。

国法銀行券の性格規定上，正貨支払再開（1879年）以前に実質上唯一の合法貨幣であったグリーンバックス期とそれ以後に分けて考察すれば，それは合法貨幣兌換紙幣における本質同一性，合法貨幣＝兌換物件上の差別性ということができる。ところが，高橋教授は国法銀行券を「個々の銀行の自己宛約束手形」と解され，正貨支払再開以前，合法貨幣すなわちグリーンバック

ス兌換の国法銀行券について，この時期を金紙混合流通と捉え，「金紙混合流通下において，金貨の支払いを条件とする債務の取決めのみならず補助貨または法貨規定を付与された紙幣の支払いを内容とする債権債務の成立が可能となる場合，これを反映して補助貨兌換銀行券および紙幣兌換銀行券が発生することも当然であろう[2]」と述べ，グリーンバックス兌換の国法銀行券を信用貨幣とされる。すなわち，「兌換物件の相違により兌換銀行券の間に本質上の差異が生ずることはない。紙幣兌換銀行券も紙幣ではなく銀行手形としての実質を具有する[3]」といわれるのである。しかし，先にも指摘したように，国法銀行券はその兌換物件がどうあれ，法制および立案者の論拠からして本質・内容的に紙幣である。金の流通があったとしても，それは外国貿易取引等の国際部面に限られ，金の一部銀行準備もそれとの関連で保有された。だから，国法銀行券の本質がどうこうという問題ではない[4]。ただ，グリーンバックス兌換の国法銀行券についていえば，国家の強制通用力に基づく法貨紙幣を兌換物件とすることは，アメリカの実際はどうあれ，理論的にはそれが国家の恣意に発行しうるものであれば，国法銀行券の発行にもいわば制限がないという意味をもつであろう。

しかるに他方，財務省がグリーンバックスの正貨支払を開始すると国法銀行も正貨支払に復帰し，国法銀行券は金と結びつくに至った。それじたい価値物の金で兌換ないし償還されるということは，過剰発行，減価の防止で発行に制限が課されるという意味をもつが，兌換紙幣の本質からして，その兌換形式は政府の借入金（国債）の返済と類似の性格をもつという意味で，私的債務としての信用貨幣とは異質な性格規定を受けているといえよう。

国法銀行券は，以上のような本質を具備していたからこそ一般的に流通し，恐慌期にも現金として流通にとどまりえた。これを高橋教授のように全くの私信用，しかも「個別資本的制約から実質的には解放」されない「単一銀行信用への志向過程の一階梯を表示するもの[5]」として捉えるならば，それが何故，恐慌期に「銀行券を得るための全くの障害物競争」で求められることになるのか，すこぶる疑問となる。これは次章にみる恐慌との関連で重要である。

1）ノックスは次のように述べている。「国法銀行券を償還する貨幣は償還されるべき銀行券より豊富であったので，国法銀行券は償還を求めて提示されることは決してなかった。この事実の故に，通貨はよごれ，破損したのはもちろん，非常にすり切れ不具になるようになった。清算に陥った銀行，また銀行券の一部回収を望む銀行は，銀行券回収の困難に出くわし，銀行券の規則的償還を確実にするプランの採用を必要とした。したがって，1874年6月20日の法律は国法銀行券に対する法定合法貨幣準備を廃して，財務省に国法銀行券償還の部局を設けた。」（J. J. Knox, op. cit, p. 284, なお p. 101, 117 も参照）。

2）高橋久弥「アメリカ銀行制度の展開」，20頁。

3）同上論文，21頁。

4）岡橋保教授は，アメリカ国法銀行をモデルとした日本の国立銀行を研究され，政府紙幣（＝通貨）兌換銀行紙幣について，さらにまた金貨兌換銀行紙幣を含めて一般に国立銀行紙幣について，高橋教授と同様の本質規定を展開されている。（「国立銀行紙幣について」向坂逸郎教授還暦記念論文集　九大経済学研究第26巻第5，6号　1～40頁）したがって，その本質理解には，ここで高橋教授に述べたのと同じ問題点があるように思われる。しかし，詳細はのちの課題としたい。

5）高橋久弥「1907年恐慌と連邦準備銀行の成立」前掲書　374頁。

第3章　国法銀行制度の欠陥と改革　—連邦準備制度への道—

国法銀行は，1865年に統一的国法銀行券発行の強権的立法をえてのち急速に増加した。しかし，国債担保の銀行券交付・発行方式はのちに問題を残した。つまり，それの戦後正常な経済活動を回復した後もの継続は，それが資本制生産との関連を切断し商品取引の運動の場から疎外された量的変動，したがって価格変動を示す国債を基礎とするものであれば，経済界に人為的外的作用を及ぼすことになるからである。

1880年頃まで国債量はほぼ20億ドルと比較的多く，国債価格も安定的で，国法銀行券は産業発展に規定され傾向的に増加した。だが，産業資本の発展が国庫に余剰収入をもたらし，それが国債の償還にあてられ国債価格が騰貴してくると，銀行券回収の衝動が強くなる。銀行は銀行券を発行するよりそれを回収し，預託国債をとりもどす方を利益とするからである。1874年6月

表Ⅰ　国法銀行券および銀証券流通高と国債価格

	総公債	銀行券担保公債	国法銀行券	増(+)減(−)	銀証券	増(+)減(−)	公債価格 高値	公債価格 低値
1865年	1110	236	131	+ 105			112⅜	103½
66	1213	327	268	+ 137			114¾	103¾
67	1634	341	292	+ 24			113¼	106½
68	2092	341	295	+ 3			118⅜	108⅜
69	2167	343	293	− 2			125	111
70	2051	342	292	− 1			118½	112⅜
71	1953	360	316	+ 24			119⅜	110¼
72	1845	380	327	+ 11			113¾	107¾
73	1760	390	339	+ 12			116¼	106¼
74	1789	391	339				117	111
75	1773	376	318	− 21			119	113⅝
76	1761	341	294	− 24			119	110⅜
77	1762	339	290	− 4			112⅝	105¼
78	1845	350	300	+ 10			107⅜	103
79	1952	354	307	+ 7			104¼	99
80	1775	362	318	+ 11	6		113⅝	103
81	1690	360	312	− 6	39	+ 33	118⅝	112⅜
82	1514	358	309	− 3	55	+ 16	121¾	117¼
83	1389	353	312	+ 3	73	+ 18	125⅛	118½
84	1277	331	295	− 17	96	+ 23	124⅞	118½
85	1247	312	269	− 26	102	+ 6	124⅜	121⅜
86	1196	276	245	− 24	88	− 14	129⅜	123
87	1072	192	167	− 78	142	+ 54	129⅝	124½
38	1001	178	155	− 12	201	+ 59	130	123¾
89	880	148	129	− 26	257	+ 56	129⅞	126¼
90	776	145	126	− 3	298	+ 41	126½	121½

（出所）　A.B. Hepburn, op.cit, p. 331, 341　　（単位100万ドル）

20日の法律がこれを可能にし，銀行券は実際に減少した[1]（表Ⅰ参照）。かくて国法銀行制度の発券機構に関しては，季節的通貨需要あるいはまた経済発展による流通必要金量の伸縮への弾力的適応性を欠いた。しかし，産業資本の運動，生産および蓄積の増大は銀行をして預金貸付業務を発展させた（表Ⅱ参照）。生産と流通の円滑，生産の社会的性格への信頼，預金信用の対応が

表Ⅱ　国法銀行の発展（単位 100万ドル）

年次（6月30日）	銀行数	貸付割引高	銀行券	預金
1864	467	71	26	—
68	1,640	656	295	576
72	1,853	872	327	619
76	2,091	934	294	641
80	2,076	995	318	834
84	2,625	1,270	295	979
88	3,120	1,628	155	1,292
92	3,759	2,128	141	1,753
96	3,689	1,972	199	1,668
1900	3,732	2,624	265	2,458
04	5,331	3,595	400	3,312
07	6,429	4,616	590	4,323

（出所）Statistical Abstract of the United States, 1907. pp. 688～690.

あるかぎり，発券の非弾力性は相殺されるといえる。このようにアメリカの銀行＝信用制度において，機構的に特殊性を呈し，国法銀行法の非弾力的発券方式にもかかわらず，預金通貨の利用増加によってその欠陥―経済発展の阻害要因は除去されていった。

他方，1900年以前，国法銀行は最低5万ドルの資本をもたねば営業できず，不動産担保貸付を禁止された。これは資本蓄積の低い西，南部にとってはあまりにも厳格な法的制限であり，これらの地方からは国法銀行反対の声がまきあがるほどであった。それで，国法銀行が十分満足させえなかった与信要求の圧力は，州法銀行の復活基盤，また信託会社の発展基盤を与えた。すなわち，商・農業の発展，また鉄道の発展は，地方では小資本で設立し不動産担保貸付できるように，また都市では証券投資や信託業務を営めるように制

表Ⅲ　（単位 100万ドル）

	各会計年度末（6月30日）における流通貨幣の種類および金額（財務省外）								総b)	各種銀行数			
	金貨	銀貨	金証券	銀証券	合衆国紙幣＝グリーンバックス	その他(a)通貨	国法銀行券	総流通貨幣	銀行預金	国法銀行	州法銀行	信託会社※	貯蓄銀行
1862年	25				73	237		335	563 (c)		1,496		
65	25				379	165	146	715	641 (d)	1,294	349		
68	25				329	32	294	680	969 (d)	1,640	247		
71	25				343	36	311	716	1,253 (d)	1,723	452		
74	25				371	39	340	776	1,487 (e)	1,983			674
77	25	38			338	20	301	722	2,057	2,078	592		663
80	226	69	8	6	328		337	973	2,134	2,076	620	30	629
85	342	83	127	102	331		309	1,293	2,834 (e)	2,689	975	40	638
90	374	110	131	298	335		182	1,429	4,061	3,484	2,101	149	1,011
95	480	112	48	320	264	171	207	1,602	4,921	3,715	3,774	242	1,017
1900	611	142	201	408	314	79	300	2,055	7,239	3,732	4,369	290	1,002
05	651	175	485	455	332	9	480	2,588	11,351	5,668	7,794	683	1,237
07	562	203	600	470	342	6	589	2,778	13,100	6,429	9,967	794	1,415

(a)　州法銀行券，1862，63年の要求払証券，1890，91年の財務省紙幣
　　1863～78年の小額紙幣
(b)　国法銀行＋州法銀行＋信託会社＋貯蓄銀行＋私的銀行
(c)　州法銀行＋貯蓄銀行
(d)　国法銀行＋貯蓄銀行
(e)　国法銀行＋貯蓄銀行＋州法銀行

（出所）　Staistical Abstract of the United States 1907，pp. 687～690.
※Statistics for the United States, p. 21
（片山貞雄，前掲書，227頁）

度上の発展を生み出したのである。預金通貨の利用増加がこの発展のバネとなり，銀行券に基づく利潤にとん着しない州法銀行はやがて増大し，1900年までに国法銀行の約2倍になっている。[2)] 信託会社は大多数の州でそれほど統制を受けず，預金を受け入れ銀行機能をはたしたが，1900年前後から急激に増加した(表Ⅲ参照)。

以上のことを金融的見地からいえば，国法銀行制度はさしたる変動をみせない銀行券（その他通貨）と大いに変動し増大した預金との機能分化を推進した(表Ⅲ参照)。だが，国法銀行設立の論拠に服する機構（＝発券機構）とそれに基づく運動，そしてその論拠をはみ出る機構(＝預金支払準備機構)，運動とにおいて，それらが錯綜し問題化する恐慌期には国法銀行制度の内在的欠陥が表だつ。その結果，恐慌の影響をもろにかぶった資本は，過去に恒久的なものと企図した制度を悪として，現実に即した対応策の捻出ないしそのための理論を求め，新たな制度の構築を要請するに至る。

1) 吹春寛一教授は，「銀（証）券の流通によって国法銀行券の流通範囲は一層狭められることになった」（括孤は引用者）と述べておられるが，検討に値する。（吹春寛一「国法銀行と銀行券発行」『八幡大学論集』第14巻第1号 143頁）
2) かかる金融機関の動向を明らかにした論文に次のものがある。吹春寛一「州法銀行発展の一側面 ――国法銀行との関連において――」『金融経済』第89号。

第1節　国法銀行制度下の恐慌　―1873年恐慌を中心に―

国法銀行制度下の預金支払準備機構にみたように，ニューヨーク市諸銀行の地位は準備代理店として，したがって貨幣金融市場の中心として非常に重要であった。つまり，ニューヨーク諸銀行――とくに7行――は銀行家預金の大半を集中したので，信用制度の有効な機能はそれら銀行の支払能力にかかったのである。ところが，それら銀行にとって，銀行家預金は利潤源となる資金だったので，利子をつけて獲得された。したがってニューヨーク諸銀行はこれを収益性と流動性の見地から，一般に株式ブローカーに対するコールローンに利用した。[1)] そうした貸付は銀行にとって少くとも観念的には，必

要なばあいいつでも回収できるはずのものだったからである。ところが，こうした特異な信用機構には見せかけの要素が含まれていた。というのは，地方銀行はいずれも要求次第支払われるのに十分な準備をもっていると思いこんでいたが，幾つかの銀行が同一の現金を計上しているのであって，もし多くの支払いが同時に要求されたなら，もろくも破綻する性格のものであったからである。かかる性質の信用機構は，国債担保の銀行券発行機構とともに，まず1873年に生じた恐慌で審判を受けた。

1873年恐慌は，貨幣・金融部面の信用機構に照らしてみれば，株式投機――投機的取引所ブームの破綻＝株式恐慌――貨幣逼迫――全国的支払停止――銀行および企業破産という成行を示した。しかし，再生産の深部ではそうした過程をとらせた内的必然的な資本主義的諸矛盾の展開があったのであり，本質因果関係を転倒してはならない。まさに「アメリカの金融市場の逼迫は，過剰取引，商業取引の緩慢化，破産件数の増加，とくに鉄道建設の減退の開始と不可分の相互関係にあった」[2]のである。

鉄道中心の株式組織の普及は，株式，社債発行による資本調達を可能とし，株式，社債は海外へも差し向けられ，多額の外資が流入した。南北戦争後，外資とりわけイギリス資本の流入が盛んとなって，1863年から1873年の期間にアメリカは13億ドルにのぼる有価証券，主として鉄道株を外国で売りさばいた[3]。アメリカ特有の広大な領土，西漸運動の展開，急速な産業資本の発展は，外資と政府資金援助のもとに鉄道建設を拡張し，それがまた経済発展と工業化に強いドライブを与え，鉄鋼，鉱山，冶金工業における固定資本の更新，拡大を促進した。また「公有地や国家の補助金を獲得したり，株券や債券を発行したり，鉄道有価証券の取引所投機をしたりして儲けるために，鉄道建設が目論まれることも，しばしばあった[4]。」

銀行はこうした投機的発展のうちに，鉄道会社や工業会社に短期金融を与え，さらに株式ブローカー等に株式，社債担保の貸付を与え利潤の分前にあずかる。この期には州法銀行および信託会社は比較的少なかったので，国法銀行が銀行活動の大分をはたしていたとみてよいが[5]，戦後，国法銀行の貸付

は順調に増大した(表Ⅳ参照)。

表Ⅳ　戦後国法銀行の状態（1868—1873）

年次	銀行券	預金	貸付	準備率		年ニューヨーク手形交換高
				償還都市	諸州	
1868年 1月1日	294.3	531.8	616.6	33.3	23.9	28.4
1868年 7月1日	294.9	575.8	655.7	32.5	24.0	
1869年 1月1日	294.4	568.5	644.9	32.7	22.9	37.4
1869年 7月1日	292.7	574.3	686.3	29.5	21.9	
1870年 1月1日	292.8	546.2	688.8	34.8	23.4	27.8
1870年 7月1日	291.1	542.1	719.3	32.7	22.7	
1871年 1月1日	302.2	561.9	768.3	29.7	22.6	29.3
1871年 7月1日	307.7	602.1	789.4	31.3	22.9	
1872年　10月1日	333.4	625.7	872.5	25.3	19.3	32.6
1873年 4月10日	336.2	668.9	908.8	25.8	20.5	33.9
1873年 9月12日	339.0	622.6	940.2	24.5	20.7	
	（単位 100万ドル）					（単位10億ドル）

（出所）　W. G. Sumner, op. cit, p. 216.

1871年には鉄道建設のための資金需要が著しくなったが[6]，地方銀行の準備代理店に託した預金は1869年の4,300万ドルから1871年および1873年のそれぞれ5,900万ドル，6,100万ドルへと増加した[7]。そして恐慌に先だつ期間，50のニューヨーク諸銀行のうち30行が銀行家預金の全てを保有し，そのうちのさらに7行が70ないし80パーセント保有した[8]。ニューヨーク諸銀行はこの資金を基礎に貸付を行なった。

だが，こうした機構には，前述したように見せかけの危険な要素を含んでいた。すなわち，貸付を拡大していた地方ないし準備市銀行はニューヨーク諸銀行とりわけ7行に準備（預金）引き出しの権限を有するということと，同時に「7銀行はドラスティックな貸付収縮を行なわずしては支払請求に応じえない[9]」といった将来問われるべき内実を擁していた(表Ⅴ参照)。「貨幣市場の混乱，緊張は市外銀行から受け取った資金の徹底的利用によってひきおこされる[10]」ということはいいすぎとしても，「すべてこういうことが，アメリカにおける鉄道建設の規模を膨脹させ，それに投機的ブームの特徴をあたえ，物価騰貴，追加資本にたいする需要，金融市場の逼迫をはげしくし，

表V　1872年10月3日におけるニューヨーク諸銀行の状態

	50　行	7　行	43　行
資本	71.3	14.5	56.8
剰余金および純利益	31.9	5.4	26.5
銀行券	28.0	7.4	20.6
個人預金	188.5	34.1	154.4
国法銀行預金	60.6	44.9	15.7
その他銀行預金	14.8	6.8	8.0
総債務	395.1	113.1	282.0
貸付	183.4	58.2	125.2
公債	44.0	10.0	34.0
他銀行支払金	16.5	6.7	9.8
手形交換所取引および現金項目	93.0	17.9	75.1
他国法銀行の手形	2.7	.6	2.1
正貨	6.4	1.1	5.3
法貨紙幣	39.0	15.5	23.5

(出所)　O.M.W. Sprague, op. cit, p. 17.　　(単位100万ドル)

財政状態の不安定な鉄道会社の設立，経済的に不利な鉄道の建設をもたらし，恐慌の成熟と勃発とを促進したのである。」[11)]

1873年秋の収穫期に穀物輸送のため地方銀行への貨幣需要が増した。そして，地方銀行の市中準備銀行への需要は株式ブローカーへの貸付返済を誘発し，株式取引所をパニックへつきおとした。9月上旬には，鉄道会社の手形裏書，鉄道債の売りに従事していた大銀行 The New-York Warehouse and Security Company や大商社 Kenyon Cox & Co が破産し，これと関係のある小規模鉄道会社も多数破産した。[12)] 9月18日には，ニュヨーク銀行家のうちでも主要な Jay Cooke and Company が支払を停止した。ウォール街およびその周辺の興奮は激しく，それは the Forth National Bank と The Union Trust に対する預金引き出しによってさらに高められた。[13)]

ここここに至り，財務省は9月19日から1週間，1,400万ドルの国債を買入れ回収グリーンバックスを再発行し逼迫を緩和しようとしたが，ほとんど退蔵され焼石に水で，逼迫はやまなかった。[14)]

9月20日に手形交換所は，逼迫を緩和し破産の拡大を防ぐため，また銀行

自身を損失から救うため，受取り手形あるいはその他証券を担保にした「手形交換所貸付証券(clearing house loan certificate)」の発行を取り決めた。「これは加盟銀行が金融界へ追加的援助できるように，また銀行相互間の取引差額決済を促進するため[15]」9月22日から発行され，「恐慌中に一般に認められた重大な諸困難の一掃[16]」を目的とした。[注)] それと同時に，加盟銀行に属するレーガル・テンダーは共同基金（Common Fund）とみなされ，加盟銀行は「いずれかの銀行によって保証されたばあい，あらゆる小切手は『手形交換所を通じて支われる』と刻印されるか書き入れられること」という決議を採択し，手形交換所をとおしてのみ決済される「保証小切手(certified check)」の利用を裁可した。[17]

注）※手形交換所貸付証券の発行方法

交換所加盟のいかなる銀行も随意に「貸付委員会」＝「5人委員会」へ受取り手形あるいはその他証券を預託すれば，同委員会は直ちに当該預託銀行へ5千ドルおよび1万ドルの額面で，担保証券の75パーセントをこえず（但し，預託債券が合衆国債ないし金証券のばあいは額面で）「預託証券(certificates of deposit)」＝「貸付証券」を7パーセントの利子つきで発行する。これは諸銀行間の差引残高決済に用いられる。そして，「貸付証券」につけられた利子は，証券がすべて償還されるなら，当該期間それを保有した銀行間で支払われる。同委員会へ預託される証券は，特別預託として保有され，発行された「貸付証券」の償還のため担保に入れられる。この取り決めの目的を達成するため，加盟銀行に属するレーガル・テンダーは共同基金とみなされ，そのようなものとして扱われ，共同の相互的援助および擁護のため保有される。これは9月22日から11月20日までの期間に総額2,660万ドル発行された。

（詳しくは，吹春寛一「恐慌と手形交換所貸付証券」『金融論体系』所収，を参照）

しかし，恐慌の深刻さは支払停止の事態をさけえなかった(表Ⅵ参照)。これはすでに過剰の累積，再生産の緊張があり，信用取引と擬制的貸付資本で処理しきれなくなっている徴候である。[18] 膨脹した擬制資本の存在，水脹れした流通必要量とそれを充当した信用貨幣の中味が問われるこの時期に，したがって支払手段機能の媒介なき矛盾が発現し，手形流通を基礎づけていた生産の社会的性格への信頼が崩壊するこの時期に，貨幣・金融の皮相面から手当しても本質的治療とはなりえない。株式価格の急落，株式取引所の閉鎖，

表Ⅵ　1873年恐慌におけるニューヨーク諸銀行の推移
（単位100万ドル）

1873年	貸　付	正　貨	法貨紙幣	預　金	銀行券
9月27日	266.8	12.9	21.2	174.5	27.3
10月4日	268.4	10.6	12.0	156.4	27.4
10月11日	265.5	11.9	10.1	156.0	24.4
10月18日	261.3	13.3	6.2	153.7	27.4
10月25日	254.8	13.2	8.7	150.3	27.4
11月1日	253.2	14.9	14.7	155.8	27.4
11月8日	249.2	16.8	21.0	157.9	27.4

（出所）　O.M.W. Sprague, op. cit, p. 55.

信用の崩壊，市中銀行の支払停止は地方銀行をしてその貸付を収縮せざるをえなくする。これが知れわたると，銀行には破産をのがれようとする資本家の支払手段需要が殺到し，銀行に対し一層の貸出縮小を強制する。それは産業の停滞を招き，支払不能，倒産を惹起する。

「9月には一流手形の月平均割引率は12.5%に引き上げられ，10月にはいると取引所におけるパニックはおさまったとはいえ，市場における緊張は緩和されず，割引率は17%という末曾有の高さに達した。」[19] いまや現金だけが唯一の流通手段であり，貨幣飢饉状態にあって，「人々は，その日々の取引を通じて受け取った現金を銀行に払い込むのをやめ」[20] 積極的に退蔵しはじめた。その結果，貨幣の「相対価値」が騰貴する現象が生まれた。いわゆる「現金打ち歩(currency premium)」の発生である。この貨幣=現金の増価は9月末から10月末までほぼ3週間持続したが，[21] 価格の下落，事業の縮小といった再生産の暴力的価値革命の進行=過剰の整理過程のうちに消失していった。

国法銀行制度下の恐慌，すなわち，株式投機——投機的取引所ブームの破綻=株式恐慌——貨幣逼迫——銀行の支払停止・貨幣の増価・貨幣退蔵——銀行および企業破産という図式は，1873年以後の1884年，1893年，1907年の恐慌でも基本的に同じであった。1887年の法律で中央準備市にシカゴ，セントルイスの二市が加わったが，ニューヨークの金融中心地的地位は不動であった。ただ1893年恐慌以後，州法銀行，信託会社とニューヨーク諸銀行と

の関係が入り組んでくるので[22]，その考慮が不可欠となってくる[23]。しかし，基本的に重要なことは，資本制生産の一層の拡大が恐慌を深刻化し，前述の国法銀行制度の諸欠陥とそれによって激化される恐慌の影響が資本に耐えがたくし，国法銀行制度の根本的改革を必至にしたということである。

1) Bankers' Magazine, 1873, in O. M. W. Sprague, History of Crises under the National Banking System, (National Monetary Cmmission). Reprinted 1968. by Augustus M. Kelley, p. 30.
1900年を前後に，ほとんど現金準備を保有しない信託会社が加わり，緊張時にニューヨーク貨幣市場の過敏性を増した。(O. M. W. Sprague, ibid, p. 228, 236)
2) メンデリソン『恐慌の理論と歴史』3．青木書店　78頁。
3) メンデリソン　同上書　14～15頁。
4) メンデリソン　同上書　60頁。
恐慌に先だつアメリカの活況については，トラハテンベルク，前掲書 198～199頁を参照。
5) O. M. W. Sprague, op. cit, p. 3.
6) W. G. Sumner, op. cit, p. 217.
7) O. M. W. Sprague, op. cit, p. 11.
8) O. M. W. Sprague, ibid, pp. 15-17.
9) O. M. W. Sprague, ibid, p. 18.
10) O. M. W. Sprague, ibid, p. 27.
11) メンデリソン　前掲書　60頁。
12) O. M. W. Sprague, op. cit, pp. 35-36.
13) O. M. Spraguei, ibid, p. 37.
14) O. M. W. Sprague, ibid, pp. 41-42.
「買い入れられた国債はほとんど貯蓄銀行(saving bank)から得たものであり，それら銀行は得た貨幣を手形交換所加盟銀行に預託しようとしなかった。」(p. 42) なお，E. R. Taus, op. cit, p. 70. をも参照。
15) 「ニューヨーク手形交換所の決議」
O. M. W. Sprague, op. cit, p. 45. J. G. Cannon, Clearing House, (National Monetary Commission 1910) p. 80.
16) O. M. W. Sprague, op. cit, p. 47.
17) O. M. W. Sprague, ibid, p. 54. トラハテンベルク　前掲書　252～254頁。ニューヨークのほかにもボストン，フイラデルフイア，バルテイモア，ワシント

ン，ニユーオルリンズ，シンシナテイ，セントルイスの手形交換所は同様措置をとった。(O. M. W. Sprague, op. cit, p. 66.)

18) 「秋にみられる毎年の逼迫は，年一年その力を増しているが，それは信用および価格の膨脹が通貨の全体的過多 (entire redundancy of the currency) を吸収したときはいつも懸念されねばならない影響の前兆であった。」(W.G.Sumner, op. cit, p. 219.)

19) トラハテンベルク　前掲書　248頁。メンデリソン　前掲書　87頁。

20) O. M. W. Sprague, op. cit, p. 68.

21) O. M. W. Sprague, ibid, p. 58.

22) O. M. W. Sprague, ibid, pp. 224-225.

23) この点，高橋久弥「1907年恐慌と連邦準備銀行の成立」を参照。

第2節　国法銀行制度改革の方向　—結びにかえて—

恐慌の経過にてらして発券機構と預金支払準備機構=信用制度に視点をおいてみれば，発券機構たる財務省は国債担保の銀行券交付・発行方式からして再割引の特権を有せず，国債の買い入れで現金を供給しようと試みたが，効を奏しえなかった。恐慌時においても国法銀行券はそのまま流通にとどまったが，その国法銀行券の性格からいっても，もし財務省が適格資産を割引いて発券できたなら，それは貨幣逼迫を緩和しえたであろう。だが，そうできなかったが故に，逼迫をいたずらに激化した。他方，ニューヨーク諸銀行は，銀行家預金を部分的ながら集中的に取得した点で中央銀行的位置にあり，その位置に即した義務あるいは責任を免れえないものでありながら，それ自体最終的貸手の機能をもたず，かえって準備の運用で逼迫を強めた。

もちろん，単一準備銀行があり，手形割引で発券できる機構があったら，逼迫そして恐慌が回避ないし除去されるというものではないが，こうした国法銀行制度の機構的欠陥は経済的合法則的な貨幣逼迫のうえに，さらに人為的逼迫を付加した。国法銀行設立の論拠およびその発券機構の貨幣論的問題と，その論拠からはみ出た信用論的問題とが出合い交差するとき，その両者の無連関，換言すれば発券と準備を集中する中央銀行の欠如は資本の運動に経済外的反作用を与えることになったのである[1]

手形交換所貸付証券の発行・流通――国法銀行制度のもとで厳格な法規があるかぎり，銀行券の創造はできなかったので，銀行は手形交換所を通じて貨幣機能をはたす手段を創出した。逼迫中に手形交換所は「手形交換所貸付証券」および「保証小切手」を発行したが，国法銀行制度とその恐慌に及ぼした影響を前述のように考えれば，それは国法銀行制度のもたらす人為的逼迫，制限をいくらか緩和する役割があった。「貸付証券」は加盟銀行間の支払残高決済手段として利用され，「保証小切手」は一般に受け入れられ「打ち歩もついた[2)]。

1873年恐慌以降，1893年，1907年における恐慌の勃発は国法銀行制度の欠陥を鋭角的に白日のもとにさらし，「手形交換所貸付証券」のほか多額の貨幣代替物が発行された。ニューヨーク手形交換所発行の「貸付証券」に限っても，1893年4,150万ドル，1907年1億101万ドルにのぼり，全国では1893年6,911万ドル，1907年2億3,805万ドルであった(表Ⅻ参照)。この頃には小額

表Ⅶ　手形交換所証券の発行　1893・1907年

	1893年	1907年
ニューヨーク	4,149.0	10,106.0
ボストン	1,164.5	1,259.5
フィラデルフィア	1,100.0	1,369.5
バルティモア	147.5	309.4
ニューオルリンズ	102.9	522.6
ピッツバーグ	98.7	744.5
バッファロウ	98.5	91.5
デトロイト	50.0	214.5
その他都市	—	9187.8
合計	6,911.1	23,805.3

（単位1万ドル）

（出所）O.M.W. Sprague, op.cit, p. 449.

面の「貸付証券」が発行されたが，それは一般的流通のためであった。例えばアトランタやバーミンガムの「貸付証券」は，銀行の顧客間での一般流通を意図して発行され，10，5，2，1ドル，50，25セントといった小額面で

利用された[3]。1907年恐慌において，「手形交換所貸付証券は以前の諸恐慌におけるよりはるかに多い都市で発行された。全国106の手形交換所のうちほぼ60がこれを利用し，ワシントンを除く第1級の都市もその数に入っていた。20例以上ものばあい，証券の利用は銀行間の支払に限られなかった。それら証券は個人預金者に対する支払いにも小額面で利用された。これは支払が制限されたあと賢明であった。証券は恐らく地方の要求に対するもっとも可能な貨幣代替物であった[4]。」

1893年そして1907年には手形交換所がなかった都市でも「手形交換所証券」の名で，一般的流通目的で小額面の緊急通貨（emergency currency）が発行された。「そのばあい証券は一時的（臨時）地方銀行委員会の援助のもとに発行され，その銀行委員会は償還を保証するため見返り担保を受け取り保有した[5]。」

このように支払の制限および緊急通貨の発行は全国のあらゆる都市で生じ[6]，「貸付証券」のほかにも手形交換所を通じてのみ支払われる支払指図書（cashiers' checks），支払小切手(pay checks)が通貨として利用された[7]。

貸付証券等の性格——恐慌期に以上のような役割をはたした手形交換所，とりわけもっとも金融の中心的地位にあったニューヨークのそれと，それが恐慌対策として発行した「緊急通貨」——「手形交換所貸付証券」，「保証小切手」等——とを国法銀行制度との関連で理論的に考察すれば，次のようにいえる。

(i)　手形交換所について。手形交換所はそれじたい発券の権限はなかったけれど，財務省が国債担保方式からして弾力的通貨を発行できないところを，銀行総体＝総資本が個々の準備を「共同基金」に概念化し，私的個別的性格をのりこえ事実上の中央銀行に変えられた機関といえる。すなわち，手形交換所「加盟諸銀行は，ほかの商業国におけるような重要な中央銀行がないことで，我国における最後の頼みである[8]」という自覚のもとに，加盟各銀行手もちの準備金を「共同基金」とし，均等化する方策をとったのである[9]。これは一見まことに変異的姿で，これを正当化する法制は見当たらないが，これ

までみてきた機構的関連で「最後の頼み」として特殊アメリカ的にとらえかえせば財務省の発券機構を代替する機関ということができる。[10]

(ii) 貸付証券等について。手形交換所発行の貸付証券等についていえば，それは，事実上の中央銀行券，特殊アメリカ的な機構的関連では事実上の国法銀行券といえる。しかし，もっとほりさげ，国法銀行券そのものの本質また貸付証券の発行時期——再生産，信用が麻痺し，手形流通が行きづまり，準備金が減少し，その反映として利子率が高騰している時期——を考慮すれば，そこには単なる総資本バックの中央銀行信用以上の問題が内包されているように思われる。つまり，それは，「緊急」の名からも知れるように，基本的には国法銀行券に代るものとして「卸売業の鋳貨」，恐慌期の流通手段，貨幣としてあり，本質，流通根拠は単なる私信用，手形性，国民的信用通貨というより，それとは異質の国民信用，紙幣性を内実とするということである。

吹春寛一教授は手形交換所を単なる「銀行の相互決済機関」[11]としてとらえ，さらに手形交換所貸付証券を「銀行信用の内部での信用補強手段」[12]「二銀行——貸付証券の発行を依頼せる債務銀行と債権銀行——の関係」[13]での「信用貨幣の一形態」[14]と解され，もっぱら私信用，しかも個別銀行間の信用関係で本質規定される。このように貸付証券が二銀行間の信用に解消されてしまえば，「新らしい信用制度（連邦準備制度……引用者）の成立によって，利子生み資本にとっての，ひいては産業資本にとっての新たな『最後の頼み』ができあがった。これによって手形交換所貸付証券の歴史的使命も終ることになった」[15]といわれても，理論的に断絶があり，説得性にかけるように思われる。（この点，高橋教授の国法銀行券理解と連邦準備制度との関連についても同じことがいえる。すなわち，教授は国法銀行券の本質を個別銀行信用と解しながら，同制度，同行券の欠陥を恐慌期の支払手段，現金需要に対応して追加発行しえない点におき，その是正を「国法銀行制度のもとにおいてはなお払拭しえない個別資本家的制約を止揚し，発券業務を集中化して恐慌にさいし，銀行券の追加的発行を可能にするところの高次の信用機構」[16]＝連邦準備制度に求めることは，理論的一貫性を欠くように思われる。）

重要なことは，恐慌，逼迫期における「緊急通貨」すなわち流通手段として役だたせる目的での小額面通貨の発行は，現金貨幣の問題だということである。[17] したがってそれは，多くの手形交換所による発行にたいし，究極的に一般的な法律規定を必然化する。趨勢は恐慌時の緊急通貨，弾力的銀行券の発行に関し，財務省の中央銀行機能＝発券機能を肩代りし引き継ぐ新制度の構築に向かう。

国法銀行制度改革案――その帰結がオールドリッチ・ヴィリーランド法(Aldrich-Vreeland Act) であった。[18] 同法は，金融逼迫期に利用される特別な追加的通貨＝緊急通貨の発行を規定した。少くとも資本およびその20パーセントの剰余積立金を有し資本の少くとも40パーセント相当額，国債保証の未払い銀行券を発行している国法銀行の10行ないしそれ以上によって，資本および剰余積立金総額500万ドルを条件として，国法通貨協会(national currency association) の設立が認められる。同協会は諸銀行の商業手形（そのばあい手形額面の75％まで，しかし，資本および剰余積立金の30％以内)，州債・市債（そのばあい市場価格の90％まで）の預託を基礎に，財務長官の指示にしたがい銀行券を発行できる。発行総額は5億ドルに制限され，恐慌以後回収を迅速にするため高率の発行税（最初の1カ月は年当5％，以後1カ月毎に年1％の率で増加し，1年につき10％となるまで課税)が課された。緊急通貨は合法貨幣あるいは国法銀行券を預託することで回収されうる。

このオールドリッチ・ヴィリーランド法は，根本的改革案成立までの過渡的措置とされ，[19] 根本的改革案を検討する全国貨幣委員会 (National Monetary Commission)を任命した。同委員会は，オールドリッチを議長，ヴィリーランドを副議長とし，包括的な法律の提出を課題とし，アメリカおよび諸外国の銀行，通貨，信用問題について徹底的調査を行ない，オールドリッチ案と呼ばれる銀行制度改革法案を1912年1月に議会へ提出した。

それは，「国法準備協会案」ともいわれるように，連邦政府により50年間の特許を与えられる国法準備協会 (National Reserve Association)および15の準備銀行支店を設定する。それは，国法銀行，州法銀行，信託会社をして資

本金の20％相当額を出資させ，加盟銀行とする。国法準備協会は政府の財政代理として振舞い，政府預金を保有するとともに銀行業務は加盟銀行との取引，外国為替操作に限定される。発券を集中し，商業手形，国債が発券担保として要求され，さらに金その他合法貨幣で50％の発券および預金支払準備が要求される。銀行券は加盟銀行の準備貨幣に算入され，国法準備協会は商業手形の再割引および公開市場での公債売買の権限を与えられる。

これは地区協会（district association）を形成し，おのおのがその領域内で一定程度独立を保つべきと提起したが，地方は国法準備協会がウォール街の利益に左右されることを懸念して賛成しなかった。この時期にも中央集権＝単一中央銀行に対するアメリカ人の伝統的反感が存在したのである[20]。結局折衷的に，イギリスのばあいのイングランド銀行とは形態的に異にして，全国を12の準備区にわけ，それぞれ準備銀行を設け，その上に連邦準備局を擁する形式の連邦準備制度，いわば特殊アメリカ的な中央銀行が結実する。

連邦準備制度じたいの詳しい理論的ないし法制的検討はのちの課題として，国法銀行制度の欠陥とその改革方向を，したがって連邦準備制度への道を整理づける意味で，連邦準備法を公式化したアメリカ銀行家協会通貨委員会の見解[21]をみてみよう。

国法銀行制度の欠陥としては主要2点，すなわち，第1に銀行券発行の非弾力性，第2に準備金が分散し結合力を欠いた制度が指摘される[22]。そして結局，アメリカの銀行制度は政府に国債市場を創出し，均一価値の銀行券供給を可能にしたという一定の利益を与えたが，しかし，それを相殺するように，そうした国債支持の人為的市場創出の機構は周期的パニックをひきおこし，銀行の発展および商業，産業の成長を犠牲にしたということが強調される。このような認識にたって国法銀行制度の欠陥是正＝改革が考察される。

第1の欠陥に関し改革方向をみると，弾力的通貨――銀行券の保証として政府公債の利用をやめ，弾力的通貨として，十分な金準備および流動的銀行資産を基礎に発行される銀行券が望ましい。発行主体――そのように発行されるなら，銀行券が国債担保に財務省から獲得されるべき理由はない。中央

準備銀行あるいは政府および銀行の中央共同統制下にある複数の地区準備銀行による発券が望ましい。世界の経験によれば，流通におかれた銀行券と競って政府の信用をおくことよりは，むしろ政府が厳密な監督下に，私的会社を通じて間接的にかかる通貨を供給することの方がより良い。銀行券の制限――金準備は公認される最低限として50%以下で十分であるが，銀行券の制限は金準備率によって調整されるべきである。かくして取引のための流通手段需要は，金準備の制限内で自動的にみたされる。と同時に発券する銀行は，割引率を引き上げることで何らか不当な発行増大を阻止できる。預金支払準備率――それは必要だが，準備銀行の自由裁量に一任されるべきである。

第2の欠陥に関し改革方向をみると，中央銀行――アメリカの現在の必要からいえば準備統制の効果をはかって支店を有するひとつの中央準備銀行が望ましい。多くの地区準備銀行があるとしても，それは政府と銀行の双方が代表をもつ中央統制におかれることが望ましい。加盟銀行 -- 国法銀行，州法銀行，信託会社を対象とし，資本，剰余積立，審査に関し同等の要求条件におかれる。銀行業務――国庫代理，政府預金の保有，加盟銀行の預金受取，保有(利子は支払わるべきでない)，合衆国債その他政府公債・州債の売買，商業手形・外国為替の売買。再割引――準備銀行は，加盟銀行の裏書があり商業取引から生まれる為替手形と短期の商業手形を再割引でき，独自に割引率を定め，その地区関係銀行に等しく公表する。

このように改革の方向は，分離し無連関であった財務省の発券機構と預金支払準備機構を立体的に統一し，最終的貸手=再割引機能を営む「公私の混淆」といった中央銀行制度の建設に向かうことになる。

それは具体的には12の準備銀行とその上に一般的監督を業とする連邦準備局の構築といった特殊アメリカ的中央銀行形態をとった。「連邦準備局は8名の委員より成り，財務長官および通貨監督は職権委員たるべく，他の6名の委員は上院の同意をえて合衆国大統領が任命する」(連邦準備法　第10条)といった政府主導の指揮・監督の規定，また国債が銀行券の保証として考慮

外にありながら，連邦準備法では「連邦準備券は合衆国の債務にして，すべての国法銀行，株主銀行および連邦準備銀行において，一切の租税，関税その他公課支払いで受取られる。準備券は合衆国財務省においては要求しだい金でもってまた各連邦準備銀行においては金または合法貨幣をもって兌換される」（第16条　傍点は引用者）という規定がある。ここには，連銀が財務省の発券機構を肩代りして引き継ぎ，準備券の背後には政府信用を擁するといった問題と，国法銀行制度に伝統的な紙幣観があると考えられる[22]。検討を要する問題である。

すでに金と手形保証の銀行券発行は恐慌とのかかわりで問題とされ，金準備の変動をつうじる割引，利子率政策が考え始められてきた。連邦準備法の基礎にある理論とそれを具体化する連邦準備制度，それと資本の現実的運動，とくに独占段階にあるアメリカ資本主義の産業循環との相互関連は深く検討されねばならないが，それはのちの課題である。

1）ヘプバーンは適切にも述べている。
「我国の銀行は通貨を創造して逼迫を緩らげることができなかった。困難の最初の徴候にあって，銀行は当然にも自己強化のため現金保有の増加に努めた。故に，お互い通貨を求めて競い合い，かくして法律が銀行をして緩和を可能にすべきであった逼迫を悪化させた。」（A. B. Hepburn, op. cit, p. 388.）

2）O. M. W. Sprague, op. cit, p. 54.

3）J. G. Cannon, op. cit, pp. 107-110，吹春寛一「恐慌と手形交換所貸付証券」前掲書，411-410頁。
なおレドリッヒは次のように述べている。「1907年の恐慌において，流通する手形交換所貸付証券は多数の地域でまねされるか，自主的に工夫された。例えばサンフランシスコ手形交換所は，大額面の手形交換所貸付証券の預託を基礎に11月1日に流通する貸付証券を発行した。それは，カリフォルニア，ネバダ，南東オレゴンで広く流通した。」（F. Redlich, The Molding of American Banking : Men and Ideas, Part Ⅱ. 1840—1910, 1951, p. 166.）

4）O. M. W. Sprague, op. cit, p. 290.

5）A. P. Andrew, Substitutes for cash in the Panic of 1907, Quarterly Journal of Economics, vol. xxll, Aug. 1908 in O. M. W. Sprague, op. cit, p. 450.

6）A. P. Andrew, op. cit, in O. M. W. Sprague, ibid, p. 446.

7）O. M. W. Sprague, ibid, p. 198. A. P. Andrew. in O. M. W. Sprague, ibid, p.

438, J. G. Cannon, op. cit, pp. 123-127.　A. B. Hepburn, op. cit, p. 391.

8) ニューヨーク手形交換所報告書，1873年11月11日，O. M. W. Sprague, op. cit, p. 95.

9) O. M. W. Sprague, ibid, p. 94.
「諸銀行の正貨準備を共同出資し均等化することは，支払停止をさける手段として諸銀行を緊急時の『組織体（body)』に統合する……」(F. Redlich, op. cit, p. 161.)

10) ただ，レドリッヒによれば「1890年代において，手形交換所貸付証券を公認し法律化する考えあるいは手形交換所を緊急通貨発行の代理（agent）とする考えは，漠として未決定であった。」(F. Redlich, ibid, p. 167.)

11) 吹春寛一「恐慌と手形交換所貸付証券」前掲書，422頁。

12) 吹春寛一　同　上　422頁。

13) 吹春寛一　同　上　422頁。

14) 吹春寛一　同　上　420頁。

15) 吹春寛一　同　上　424頁。

16) 高橋久弥「1907年恐慌と連邦準備銀行の成立」前掲書388-389頁。

17) ハロッドは手形交換所貸付証券の発行をイギリスのピール条例緩和条項と比較して，次のように述べている。
「全面的な行詰りを防ぐために，大銀行は合同していわゆる手形交換所貸付証券を発行するに至った。これは厳密な意味では銀行券ではなかったが，銀行券の目的に副い，したがって事実上法律規定の枠外での緊急通貨発行であった。このようなわけで，この貸付証券の発行は，イギリスでピール銀行条例の停止後に銀行券を発行したことと丁度対応するものとみなすことができよう。」(R. F. Harrod, The Dollar, 東京銀行調査部訳『ドル』実業之日本社，48頁)
ヒルファアデイングも同様に述べている。
「信用恐慌は現金支払いをつよく要求させた。それは信用貨幣（手形，振替など）による支払いの相殺が妨げられたからである。そこで現金への渇望がわいた。ところが，流通は現金を一層必要とするのに，そのとき現金が流通から消えて予備金として蓄蔵されたのだ。そこで，消えた貨幣の代りに新たな貨幣がつくられねばならなかった。それが手形交換所貸付証券だったが，それは実際には，手形取引関係のある銀行の共同保証のもとに発行された銀行券だった。銀行券発行の法的制限は，イギリスで同様なばあいにピール条例が停止されたように，わけなく法令に反して，または少なくとも法令を突破された。」(R. Hilferding, a. a. o, SS. 51～52，岩波文庫・上69～70頁　国民文庫・上105～106頁)

18) 次のタウスおよびレドリッヒの指摘は参考となる。

タウス・「オールドリッチ・ヴイリーランド法は，法律がその時代の中央銀行の教義に最終的に追いついた決定的証左であった。……商業手形を基礎に緊急通貨の発行を許す規定は，立法制定者および公衆が国法銀行券の弾力性の欠如とそのもたらす結果を熟知していることを示した。……法律は財務省がはたしていた中央銀行機能のひとつ――窮境時に諸銀行を援助する――が，諸銀行自身の側で相互的援助により大方おきかえられるべきことを指摘した。」（E. R. Taus. op. cit, p. 129）

レドリッヒ・「手形交換所貸付証券の発行が金融中心地のいくつかの手形交換所に限定されるに留まるかぎり，また貸付証券がもっぱら手形交換所残高の決済に用いられるかぎり，それは法制外（extra-legal）とはいえ，非常に有益であって何ら危険を意味しなかった。しかしながら，1907年には貸付証券が51手形交換所によって発行され，なかには流通手段の利用目的で小額面で発行された。これにより，これら証券は法制外たることをやめ新たな危険な諸問題が地平線上にぼんやり現われた。措置がとられ，1908年オールドリッチ・ヴイリーランド法が生まれた。この法律において約20年の観念上の発展は結論にたどりついた。……一方でそれは，その時代のおびただしい永年の改革案の混成物であって，他方，手形交換所貸付証券を法律化する数年間もの闘争の結果であった。」（F. Redlich, op. cit, p. 167.）

19）有効期限は1914年6月30日までとされた。のち1年延期され，1914年7月30日に一度発行された。（A. Nussbaum, op. cit, p. 163，浜崎敬治訳，前掲書166頁）

20）E. R. Taus, op. cit, p. 130.

21）"Answers Prepared by the Currency Commission of the American Bankers' Association To Questions Formulated by a Sub-Committee of the Banking and Currency Committee of the United States, 1913, in A. B. Hepburn op. cit, pp. 397-410.

22）そのほかにも，諸外国でのアメリカ銀行組織規定の欠如，独立国庫制度の弊害，商業手形のための公開市場の欠如があげられている。

22）ハロッドは，連邦準備券をアメリカ政府の債務としたことを，中央集権・中央銀行支持者ウイルソン（W. Wilson，時の大統領）による中央集権反対論者ブライアン（W. J. Bryan）に対するひとつの譲歩だとして，その譲歩は意味のない内容をもったものと述べている。（R. F. Harrod，前掲訳書64～65頁）

いずれにせよ，検討を要する問題であろう。